『AED設置場所における管理状況に関する調査』

調査報告書

平成22年3月

大　　阪　　府

大阪府医療機器安全性確保対策検討委員会

はじめに

自動体外式除細動器（ＡＥＤ：Automated External Defibrillator）については、平成16年7月1日付厚生労働省医政局長通知『非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について』により、一般人による使用が認められて以来、役所等の公共機関、学校等の教育機関、ショッピングモール・百貨店といった商業機関まで、ＡＥＤの設置台数は急速に増加してきております。厚生労働科学研究（主任研究者：丸川征四郎氏）によると、平成20年12月現在、一般市民が使用できる大阪府内のＡＥＤは、5,453台と報告されています。

ＡＥＤの普及により、一般人により救命に使用されるケースも増えており、総務省消防庁の「救急蘇生統計（2008年）」によりますと、一般人による使用が可能となってすぐの平成17年の『心原性の心肺停止症例に対する一般市民による除細動実施件数』は「46件」であったのに対し、平成20年では「429件」と着実に増加しております。また、同統計によりますと、『一般市民による除細動を受けた場合の社会復帰率』は『除細動を受けていない場合（適応でない症例を含む）』の4.5倍となっており、一般市民が行うＡＥＤの有用性は示されております。

しかしながら、ＡＥＤは薬事法により『特定保守管理医療機器』と定義され、保守点検等、その管理に専門的な知識及び技能が必要とされている「医療機器」であり、救急時に使用するためには適正な日常点検、消耗品の管理が必要となります。平成19年3月の薬事審議会答申においても、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）」の安全性確保として、「賃貸業者あるいは購入者などの設置者にあっては、定期的な保守点検の実施などの適正な管理が求められる。」との答申を受けております。その保守管理については、平成21年4月16日付厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知『自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適正な管理等の実施について』の通知が出され、行政機関、ＡＥＤ製造販売業者、ＡＥＤ設置者それぞれに対して、取組むべき事項が示されております。

当委員会では、これらの状況を踏まえ、この度大阪府内におけるＡＥＤ設置場所におけるＡＥＤの保守管理の現状について調査いたしました。調査項目については、厚生労働省の保守管理に関する通知を元に作成したところもあり、個々の取組みについては実施率がまだ低いものもありますが、本調査報告の公表を通じて、各設置者に対してＡＥＤの保守管理の必要性について、より広めて行きたいと考えております。

今後、ＡＥＤの設置者におきましては、本調査結果を参考にし、ＡＥＤの日常点検の実施、消耗品の管理といった保守・管理を適切に実施され、大阪府民の安全かつ確実な救命処置にＡＥＤが寄与するよう対処していただきますことを期待いたします。

平成22年3月

大阪府医療機器安全性確保対策検討委員会

委員長　中田精三

『AED設置場所における管理状況に関する調査』について

調査結果

『AED設置場所における管理状況に関する調査』について

【Ⅰ－Ⅰ　調査の目的】

平成16(2004)年7月より、自動体外式除細動器(AED)の一般の方(非医療従事者)による使用が可能となったことから、近年は府内の様々な公共機関、企業等の施設でその設置が進んでいる。その一方、AEDは、薬事法にて『特定保守管理医療機器』と定義され、保守点検等、その管理に専門的な知識及び技能が必要とされている。

このような状況を踏まえ、今回、公共の場所に設置されているAEDについて、保守・管理の現状等の把握を目的として調査を行う。

【Ⅰ－Ⅱ　背景】

AED の調査の実施にあたっては、平成 21 年 4 月 16 日付厚生労働省医政局長及び同省医薬食品局長通知『自動体外式除細動器(AED)の適正な管理等の実施について』(以下、「厚生労働省通知」という。)通知が厚生労働省より発出され、AED設置者における保守・管理に関して一定の方向性が示された。

そこで今回の調査に関しては、「通知の周知状況」、「通知の中で、AEDの適正な管理等のため、設置者に対して求められている事項の実施状況」についても、調査することとなった。

【厚生労働省ホームページ】

「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0401-4.html

●通知の中で、AED設置者に求められている事項

1)設置したAEDの「点検担当者」を配置し、AED のインジケータの表示を日常的に確認すること。

2)消耗品(電極パッド及びバッテリー。以下同じ。)の交換時期を『表示ラベル』により確認し、適切に交換すること。

3)AED の保守契約による管理等の委託について。

4)AED の設置情報の登録について。

●通知の中で、AED製造販売業者に求められている事項

1)消耗品の交換時期を記載する『表示ラベル』を作成すること。

2)適切な管理のための情報を提供すること(表示ラベル、日常点検記録シート　等)。

3)AED設置場所登録の推進。

4)添付文書の改訂の実施。

●通知の中で、関係各省庁に求められている事項

1)各庁舎等で管理しているAEDに適正な管理に務めること。

2)所管する関連団体等が設置しているAEDについて、適正な管理がされるよう通知を周知すること。

3)AEDの使用に関する講習会において、保守管理の重要性について周知すること。

【Ⅱ　調査対象先】

大阪府内のAED設置場所：1000箇所（設置場所については下記 AED マップより抽出）

『大阪府AEDマップ』，『財団法人日本救急医療財団・AED設置場所検索』

（調査対象施設の抽出について）

平成16年、AEDの非医療従事者による使用が可能となってから、AEDの設置台数は急速に増加してきている。厚生労働科学研究（主任研究者：丸川征四郎氏）によると、平成 20 年 12 月現在、わが国の AED 設置台数は、20 万 6994 台。その内訳は、医療機関が 50,754 台、消防機関が 6,923 台で、その他を公共施設など一般市民が使用できる AED（PAD; Public Access Defibrillation）とすると、149，318台になり、同研究によると、大阪府内のPADは、5，453台　と報告されている。

今回の調査では、上記記載の二つのAEDマップより、調査対象施設を1，000件抽出。

（平成20年2月現在、両AEDマップの設置場所登録件数）

『大阪府AEDマップ』：959件

『財団法人日本救急医療財団・AED設置場所検索』：1，386件

なお、送付先施設の内訳は次表のとおりである。

●設置種別毎【送付件数】【回収件数】【回収率】

施設種別	送付件数			回収件数	回収率
	公立	民間	計		
消防・海保・防衛関係施設	90	0	90	32	35．5%
医療施設（病院・診療所・医院等）	8	36	44	36	81．8%
介護・福祉施設	23	51	74	51	68．9%
公共交通機関（駅・電車・バス・タクシー・高速道路等）	11	10	21	5	23．8%
学校・保育施設（小中学校・高校・大学・各種学校等）	172	30	202	152	75．2%
体育・スポーツ施設（運動場・体育館・スキー場・ゴルフ場等）	2	30	32	46※	—
公園・文教・娯楽施設（図書館・テーマパーク・パチンコ店等）	7	15	22	19	86．3%
宿泊施設（ホテル・旅館等）	1	14	15	14	93．3%
商業施設（デパート・駅ビル・商店街・コンビニ等）	0	99	99	35	35．3%
その他の不特定多数が利用する公的施設	186	0	186	87	46．7%
その他の不特定多数が利用する民間施設	0	15	15	13	86．7%
会社・事業所	0	186	186	104	55．9%
集合住宅（マンション・団地等）	0	13	13	6	46．1%
自宅・自家用車内	0	0	0	0	0
設置場所を限定していない（イベント等の貸出等）	0	1	1	0	0
その他	—	—	—	19	—
合　計	1000			619	61．9%

※「回収件数」の施設種別については、回答先の申告を反映したため。

【Ⅲ 調査実施期間】 平成21年7月13日(月) ～ 平成21年8月7日(金)※回答期限

【Ⅳ 調査方法】 無記名方式の郵送によるアンケート調査

【Ⅴ 調査実施主体】 大阪府医療機器安全性確保対策検討委員会，大阪府健康医療部薬務課

【Ⅵ 回収状況】 送付先施設数:1000施設

回収施設数: 619施設

回収率: 61．9%（施設ごとの回収率は上記表参照）

●回答施設の施設種別「その他」具体的回答

- 博物館（10件）
- 老人センター（管理人在住）
- 工場（2件）
- 職業訓練施設（公立）
- 浄水場
- オフィスビル
- テナントビル経営
- 保健福祉、生涯学習の複合施設

目　　次

【調査結果】

1. 基礎調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

2. AEDの設置方法、設置時の保守・管理の情報提供 ・・・・・・・ 10

3. AED管理体制について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

4. AED保守・管理の実際(日常点検) ・・・・・・・・・・・・・ 17

5. AED保守・管理の実際(消耗品の管理) ・・・・・・・・・・・ 22

6. AED保守・管理の実際(その他) ・・・・・・・・・・・・・・ 29

7. AED保守・管理の実際(修理) ・・・・・・・・・・・・・・・ 31

8. AEDの適正使用等のあり方について ・・・・・・・・・・・・ 34

9. AED使用に関する講習会の受講状況等について ・・・・・・・ 38

10. AEDの使用状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

11. AED使用に関する講習会とAED使用状況について ・・・・・・ 44

12. 考察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

【参考資料】

- 【AED 設置場所における管理状況に関する調査『調査要領』】
- 【AED 設置場所における管理状況に関する調査『記載要領』】
- 【AED 設置場所における管理状況に関する調査『調査票・回答用紙』】
- AED設置施設種別データ
- 【医療機器安全性確保対策検討事業実施要綱】
- 【大阪府医療機器安全性確保対策検討委員会　設置要綱】
- 【大阪府医療機器安全性確保対策検討委員会　委員名簿】

1. 基礎調査

1)AEDの設置台数　及び　設置時期【初回設置、最近設置】

●AED設置台数

設置台数	件　数
1台	480
2台	82
3台	20
4台	7
5台	5
6台	6
7台	1
8台	1
9台	2
10台以上	14
無回答	1
合　計	619

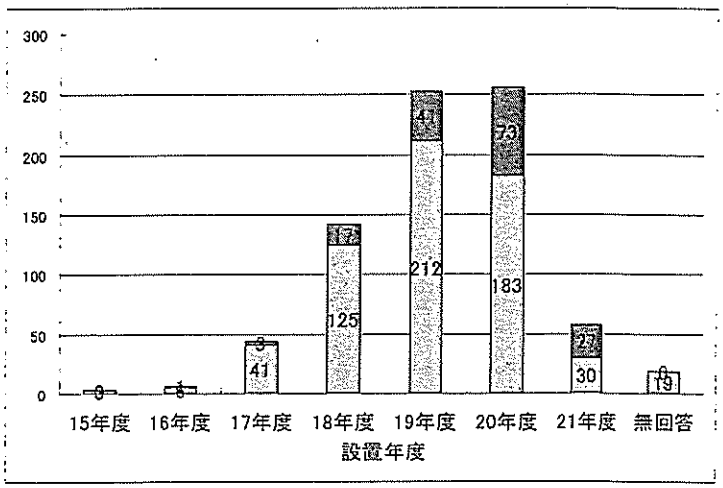

●AED設置年度

設置年度	初回設置	最近設置	合計台数
15年度	3	-	3
16年度	6	1	7
17年度	41	3	44
18年度	125	17	132
19年度	212	41	253
20年度	183	73	256
21年度	30	27	57
無回答	19	ー	19

※「初回設置」:施設において初めてAEDを設置した時期

「最近設置」:複数のAEDを設置している施設において、もっとも最近のAED設置時期

まとめ

1．基礎調査

1）AED の設置台数　及び　設置時期【初回設置、最近設置】

●AED 設置台数

・回答のあった619施設のうち、480施設（77．5%）において、設置している AED は1台であった。

・5台以上の設置台数の施設は29施設（4．6%）であり、施設種別としては『学校・保育施設』『その他の不特定多数が利用する公的施設』の割合が多かった。

●AED 設置年度

・AEDについては、平成16年4月より、非医療従事者による使用が可能となった。

今回の調査では、「平成15年度」より、設置の回答があり、平成18年度より設置台数が大きく増え始め、平成19年度、平成20年度の設置台数がともに約250台と、設置台数が多くなっていた。

今回の調査で回答のあった設置時期より、
AEDに関する消耗品の交換時期については、
『平成20年度から平成23年度』にかけてピークを迎えると考えられる。

【参考：ＡＥＤ消耗部品の使用期限（各ＡＥＤ添付文書より）】

●*電極パッド（未使用の場合）　　:2年　～　3年*

●*バッテリーパック（本体に装着しての待機寿命）:2年　～　5年*

2. AEDの設置方法、設置時の保守・管理の情報提供

1)AEDの設置の経緯

設置経緯	件数	%
AED設置施設で直接購入した(購入者と設置者が同じ)	261	42.2%
AED購入者と設置者が別(組織にて一括購入しての配布、寄付・寄贈等)	308	49.7%
無回答	50	8.1%
	619	100%

2)施設種別の設置時の経緯

施設種別	回収件数	直接購入	設置者と別	無回答
消防・海保・防衛関係施設	32	10	20	2
医療施設(病院・診療所・医院等)	36	22	8	6
介護・福祉施設	51	25	21	5
公共交通機関(駅・電車・バス・タクシー・高速道路等)	5	1	4	0
学校・保育施設(小中学校・高校・大学・各種学校等)	152	41	103	8
体育・スポーツ施設(運動場・体育館・スキー場・ゴルフ場等)	46	12	32	2
公園・文教・娯楽施設(図書館・テーマパーク・パチンコ店等)	19	8	10	1
宿泊施設(ホテル・旅館等)	14	7	6	1
商業施設(デパート・駅ビル・商店街・コンビニ等)	35	14	17	4
その他の不特定多数が利用する公的施設	87	33	48	6
その他の不特定多数が利用する民間施設	13	8	5	0
会社・事業所	104	67	28	9
集合住宅(マンション・団地等)	6	4	1	1
自宅・自家用車内	0	0	0	0
設置場所を限定していない(イベント等の貸出等)	0	0	0	0
その他	19	9	5	5
合　計	619	261	308	50

3)AED設置時の保守・管理に関する情報の提供について

情報提供方法	件数	%
購入元(販売店)・配布元・寄付・寄贈元のいずれかより、文書説明あり	218	35.2%
購入元(販売店)・配布元・寄付・寄贈元のいずれかより、口頭説明あり	200	32.3%
特に説明は無かったが、「取扱説明書・添付文書を良く読むよう」指示あり	71	11.5%
特にそのような説明はなし	41	6.6%
その他	27	4.4%
無回答	62	10.0%
合　計	619	100%

○設問3)「その他」具体的回答

・配布元より講習・取扱ビデオ及び説明書の配布があった

・購入元より文書ももらったし、講習も行ってくれた

・購入元よりデモも含め、複数回にわたる説明会・使用訓練が開催された

・警備会社とのレンタル契約、警備会社より取扱説明あり

・担当者異動のため、設置当時の状況は不明

・設置時の事業主体が変わり、説明は受けていない

・購入時担当者退職のため不明

・臨床工学技士が勤務のため保守管理が可能

・府教委による講習会があった

・消防署に管理をお願いしている

・実習を商店街の人が数人受けた

・業務上、安全管理業務として、会社で研修及び資格を取得

4)AED設置時の経緯別、保管・管理に関する情報の提供

	文書説明あり (%)	口頭説明あり (%)	指示あり (%)	説明なし (%)	その他 (%)	無回答 (%)
AED設置施設で直接購入した	98 (37.5%)	86 (32.9%)	24 (9.2%)	11 (4.2%)	11 (4.2%)	31 (12%)
AED購入者と設置者が別	106 (34.4%)	94 (30.5%)	41 (13.3%)	25 (8.1%)	15 (4.8%)	27 (8.9%)
無回答	14 (28%)	20 (40%)	6 (12%)	5 (10%)	1 (2%)	4 (8%)

まとめ

2. AEDの設置方法、設置時の保守・管理の情報提供

●AEDの設置の経緯と、保守・管理に関する情報の提供について

・AEDが他の医療機器と異なる大きな特徴として、AEDの購入者と実際の設置者が異なる場合があることであり、当委員会の議論の中でも、「寄贈されたAED」については、設置時に必要な情報が設置場所に提供されているのかを危惧する意見もあった。

今回の調査結果では

・AED設置施設で直接購入した(購入者と設置者が同じ)　42.2%

・AED購入者と設置者が別(組織にて一括購入しての配布、寄付・寄贈等)　49.7%

となり、「AED直接購入施設」、「AED購入者と設置者が別」の割合がほぼ同程度であった。

施設種別では「公共交通機関」「学校・保育施設」「不特定多数が利用する公共機関」において、「購入元と設置者が別」に割合が高くなっていた。

しかしながら、4)AED設置時の経緯別、保管・管理に関する情報の提供　の設問への回答では、「AED直接購入施設」、「AED購入者と設置者が別」のいずれにおいても、『購入元等より文書説明あり』、『購入元等より口頭説明あり』、『説明は無いが添付文書等を良く読むよう指示有り』の回答合計が8割近くとなっており、

「AEDの設置の経緯」による情報提供の差はほとんど無いことがわかった。

「配布、寄付・寄贈等により設置されたAED」では、機器の購入者と設置者が異なるため、設置時に必要な情報が設置場所に提供されているのかを危惧する意見もあったが、

今回の調査において、「AED購入者と設置者が別」の施設においても、設置時に保守・管理について『(文書・口頭等により)情報提供を受けている』ことが明らかとなった。

【参考】

平成21年4月16日付事務連絡「AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A」(以下、「厚生労働省通知QA」という。)Q. 26

Q 購入したAEDを授与又は寄贈することはできますか。

A 原則、AEDを第三者に販売又は授与することはできません。なぜなら、授与を行ったために設置場所がわからなくなると、リコール等の重要な情報を提供することができなくなるなどの可能性があります。授与する必要が生じた場合等は、必ず、あらかじめ販売業者等にご連絡下さい。なお薬事法により販売業の許可を得ていない者は、業としての販売や授与は禁じられております。

3. AED管理体制について

AEDの適正な管理等の実施のために、「厚生労働省通知」が発出されている。その通知の中では、適正な管理等に関して設置者に対し以下のことを求めている。

●AED設置者に求められている事項

日常点検等の実施について

AED設置者は、設置したAEDの「点検担当者」を配置し、次に掲げる日常点検を実施させてください。

・AED のインジケータの表示を日常的に確認すること。

・消耗品(電極パッド及びバッテリー、以下同じ。)の交換時期を表示ラベルにより確認し、適切に交換すること。

1)厚生労働省の『自動体外式除細動器(AED)の適正な管理等の実施について』※という通知をご存知ですか。

※(厚生労働省通知)

通知認知	件数	%
既に知っていた	345	55.7%
今回のアンケートで、『厚生労働省通知』のことを初めて知った	263	42.5%
無回答	11	1.8%
合　計	619	100

2)『厚生労働省通知』で求められている、『点検担当者』を設置していますか。

点検者配備	件数	%
既に『点検担当者』を設置している	330	53.3%
今回『厚生労働省通知』を読んで設置した	48	7.8%
今後、設置する予定である	207	33.4%
今後も設置する予定はない。	18	2.9%
無回	16	2.6%
合　計	619	100

○設問2)「設置予定はない」具体的回答

・救急隊が定期的に点検しているため、設置する予定はない(消防関係施設)
・リースなので部品の交換は配布元で管理している
・業者が定期的に点検を行っている
・レンタル会社の管理
・メーカーが定期的に管理している
・保守業者がメンテナンスを行っている
・テナントビルで管理会社が行う
・警備会社に委託
・設置予定なし・・・隣接する消防署が定期点検を実施。 日常点検は設置場所、バッテリー交換は消防署が実施
・庶務を担当するものが実施(学校関係。 設置の予定なし)
・日常点検については、担当係が実施している(点検担当者は決めない)
・点検担当者は決めていないが、職員で役割分担をして実施している
・特に担当者を決めず、随時全員が気を配るようにしている
・点検担当者の指定はないが、インジケータの確認はしている
・人事異動で人が変わる(設置予定なし。 学校)
・点検はしても、学校は予算少ないので補充交換の予算措置もない
・これから関係部で検討(今後も設置する予定はない)

3) 2)で回答の『点検担当者』の方(設置予定の方を含む)は、AEDの使用に関する講習会を受講されていますか。

講習会受講	件数	%
受講している	440	71%
受講していない	108	17.5%
無回答	71	11.5%
合　計	619	100

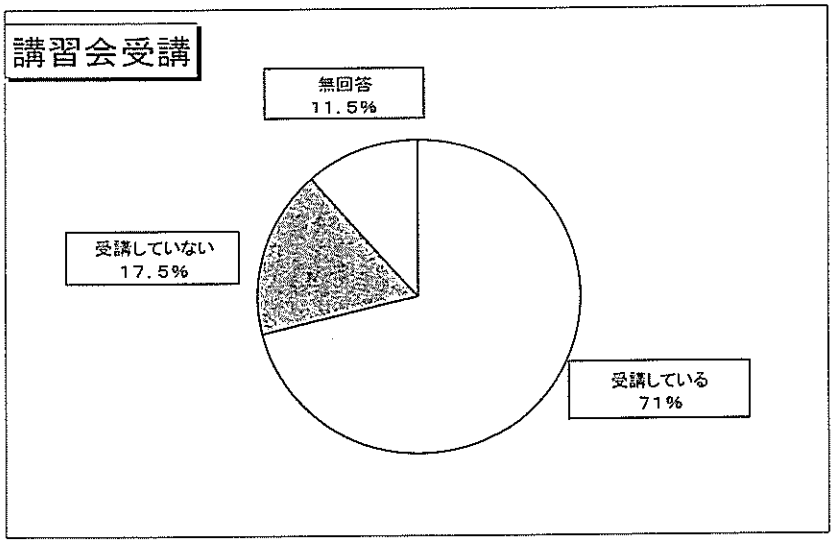

4)AEDに付属する「取扱説明書・添付文書」の管理はどのようにされていますか。

添付文書等の管理	件数	%
施設内のわかりやすいところに保管している	249	40.2%
AED本体内に保管している	335	54.1%
購入・設置当初はあったが、今はどこにあるか不明	10	1.6%
購入・設置当初から見たことが無い	8	1.3%
無回答	17	2.8%
合　計	619	100

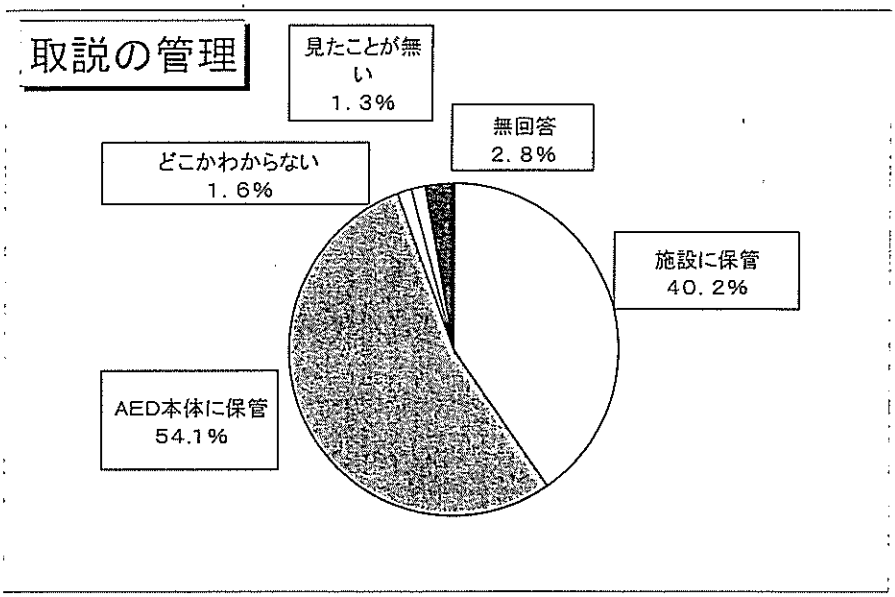

まとめ

3. AED管理体制について

● 『点検担当者』の設置状況では、

・既に『点検担当者』を設置している・・・・・・・・・・・53．3%

・今回、『厚生労働省通知』を読んで設置した・・・　7．8%

・今後、設置する予定である・・・・・・・・・・・・・・・33．4%

との回答があり、「厚生労働省通知」や「今回のアンケート調査」を通じて、約6割の施設において『点検担当者』が設置されていることがわかり、残りの約3割においても、『点検担当者』設置に向けて取組んでいる。

● 『点検担当者』の設置予定がない施設でも、

・「レンタル会社」「メーカー」「保守会社」「消防署」等に管理を任せている

・『点検担当者』は決めていないが、職員全員で随時点検する

などの形をとっており、ほとんどの施設において、『点検担当』のための手段が取られている。

● 施設においての「取扱説明書・添付文書」の管理状況は、

・『施設内の分かりやすいところに保管している』・・・40．3%

・『AED 本体内に保管している』　・・・・・・・・・・・・・・54%

との回答であり、適正に保管されている。

（「取扱説明書」「添付文書」には適正な保守・管理について書かれており、重要です。）

今回の調査において、

『点検担当者』の設置、『AED の添付文書、取扱い説明書の保管』に対して

は各設置場所とも対応が進んでいることが明らかとなった。

4. AED保守・管理の実際(日常点検)

1)AEDには状態を確認するための、インジケータ(ランプや画面)があることをご存知ですか。

インジケータ認知	件数	%
知っていた	566	91.4%
今回 『厚生労働省通知 』を読んで初めて知った	44	7.1%
無回答	9	1.5%
合　計	619	100

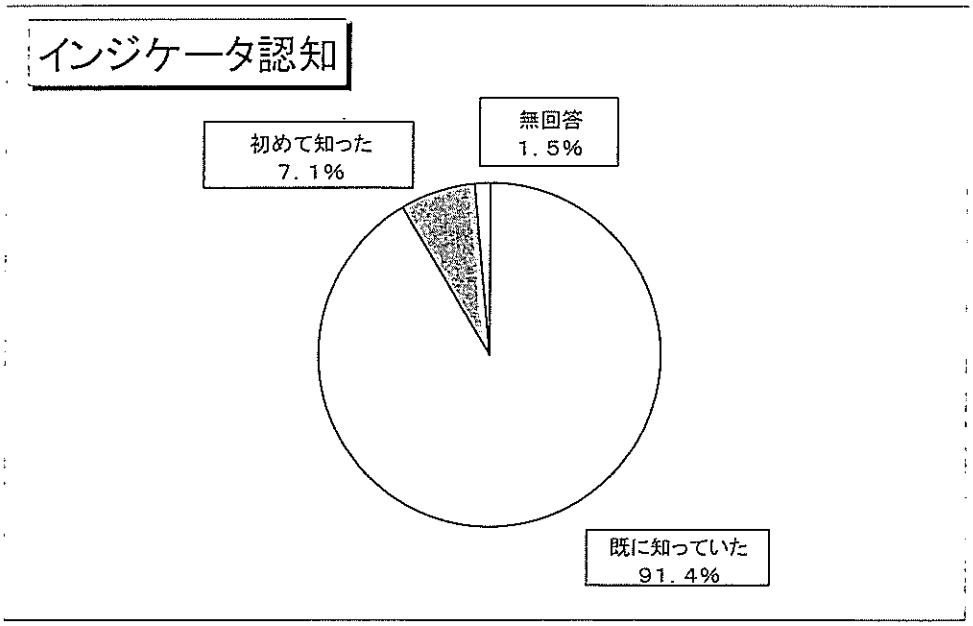

2)施設における、インジケータの確認頻度はどれくらいですか。

インジケータ確認頻度	件数	%
一日一回 、確認 している	170	27.5%
数日に一回 、 確認 している	47	7.6%
週に一回 、 確認 している	67	10.8%
月に一回 、 確認 している	60	9.7%
不定期(特に決めていない)に、確認している	218	35.2%
確認 していない	41	6.6%
その他	12	1.9%
無回答	4	0.7%
合 計	619	100

○設問2)「その他」具体的回答

・週五回確認

・学校、園に情報を通知し、運用を任せている

・業者から確認するよう葉書が送られて来た時

・説明を受け、今後点検確認する予定

・職員が随時確認しているので、回数のカウントは困難

・警備会社に委託している

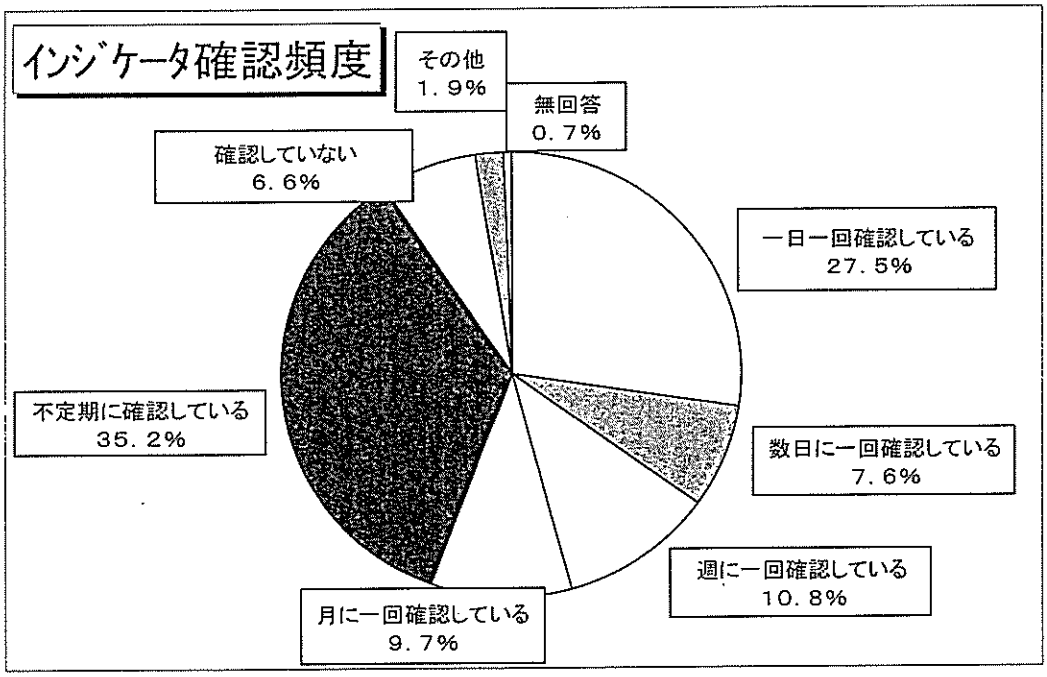

3)設置種別毎の日常点検実施状況

施設種別	回収件数	1回/日	1回/数日	1回/週	1回/月	不定期	確認せず	他	無回答
消防・海保・防衛関係施設	32	22	1	6	2	1	0	0	0
医療施設（病院・診療所・医院等）	36	12	1	5	4	7	3	3	1
介護・福祉施設	51	10	4	1	5	26	4	1	0
公共交通機関（駅・電車・バス・タクシー・高速道路等）	5	2	0	2	0	1	0	0	0
学校・保育施設（小中学校・高校・大学・各種学校等）	152	28	11	19	14	69	8	3	0
体育・スポーツ施設（運動場・体育館・スキー場・ゴルフ場等）	46	9	6	10	2	17	2	0	0
公園・文教・娯楽施設（図書館・テーマパーク・パチンコ店等）	19	5	2	4	2	3	3	0	0
宿泊施設(ホテル・旅館等)	14	5	1	0	2	4	2	0	0
商業施設（デパート・駅ビル・商店街・コンビニ等）	35	12	1	2	1	16	2	0	1
その他の不特定多数が利用する公的施設	87	22	5	6	11	36	7	0	0
その他の不特定多数が利用する民間施設	13	4	2	1	2	2	2	0	0
会社・事業所	104	32	9	10	12	31	5	4	1
集合住宅（マンション・団地等）	6	3	1	0	0	1	1	0	0
自宅・自家用車内	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設置場所を限定していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	19	4	3	1	3	4	2	1	1
合　計	619	170	47	67	60	218	41	12	4

4)「日常点検実施記録」の実施

点検実施記録	件数	%
『厚生労働省通知』を読む以前から、記録をつけていた	93	15%
『厚生労働省通知』を読んでから、記録をつけていた	99	16%
記録はつけていない	419	67.7%
無回答	8	1.3%
合　計	619	100

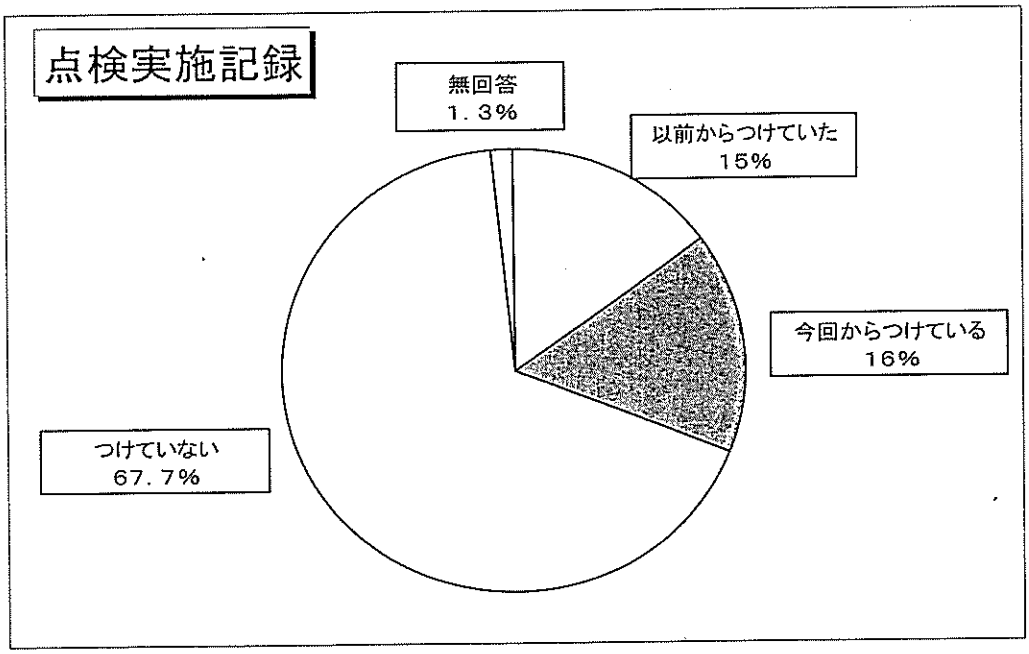

まとめ

4. AEDの保守・管理の実際(日常点検)

● 『日常点検』への取組としては、「厚生労働省通知」の中で、

1)「AED 本体インジケータ」を毎日確認する。

2)「確認を行ったことの記録の作成」

が求められている。

今回の調査結果においては、『インジケータの確認頻度はどれくらいですか』については、

- 「一日一回、確認している。」・・・・・・・・27.5%
- 「数日に一回、確認している。」・・・・・・・・7.6%
- 「週に一回、確認している。」・・・・・・・・・10.8%
- 「月に一回、確認している。」・・・・・・・・・・9.7%
- 「不定期に確認している。」:・・・・・・・・・35.2%

との回答であり、「インジケータの確認」を行っている施設は約9割近くとなり、

多くの施設において、確認の必要性を認識し、インジケータの確認を実行している。

しかしインジケータについては、日常的な点検が必要である。

※AEDインジケータの日常点検については、各AEDの添付文書においても、
『一日一回、インジケータの表示について確認すること』とされている。

⇒ 「一日一回、確認している。」施設の割合が高くなるように、
点検の必要性の周知が必要である。

●「日常点検実施記録」の作成については、

- 「『厚生労働省通知』 を読む以前から、記録をつけていた」・・・・・ 15%
- 「『厚生労働省通知』 を読んでから記録をつけていていた」・・・・・ 16%

※以前から「日常点検実施記録」をつけていた施設は、全体の15%程度であったが、
今回の『厚生労働省からの通知』を機に、「点検記録をつけている」という施設が
全体で約30%まで上昇してきている

⇒ 「点検記録をつけている」施設の割合が高くなるように、
必要性の周知が必要である。

5. AED保守・管理の実際（消耗品の管理）

1）設置のAEDの電極パッドの使用期限を把握されていますか。

（電極パッドの使用期限の具体的な日付を把握しているかどうか）

電極パッド期限把握	件数	%
以前から把握している	456	73.7%
今回『厚生労働省通知』を読んで、使用期限を確認（把握）した	97	15.7%
まだ確認（把握）していない	62	10.0%
無回答	4	0.6%
合　計	619	100

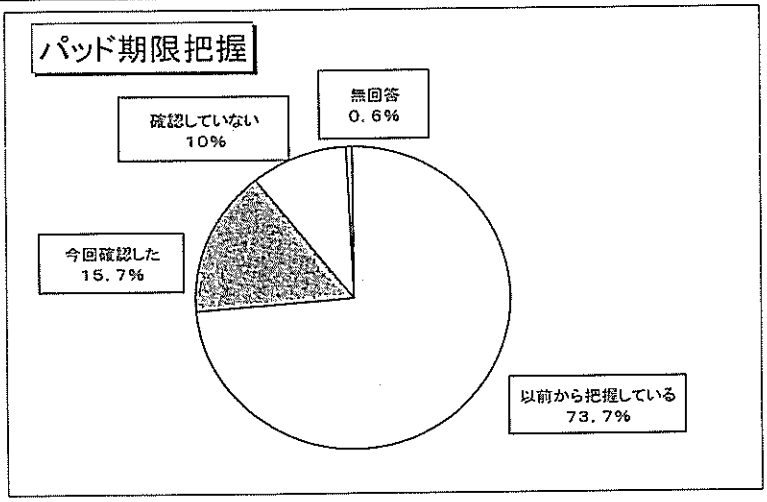

2）設置のAEDのバッテリーの使用期限を把握されていますか。

バッテリー期限把握	件数	%
以前から把握していた。	442	71.4%
今回『厚生労働省通知』を読んで、確認（把握）した。	105	17.0%
まだ確認（把握）していない。	65	10.5%
無回答	7	1.1%
合　計	619	100

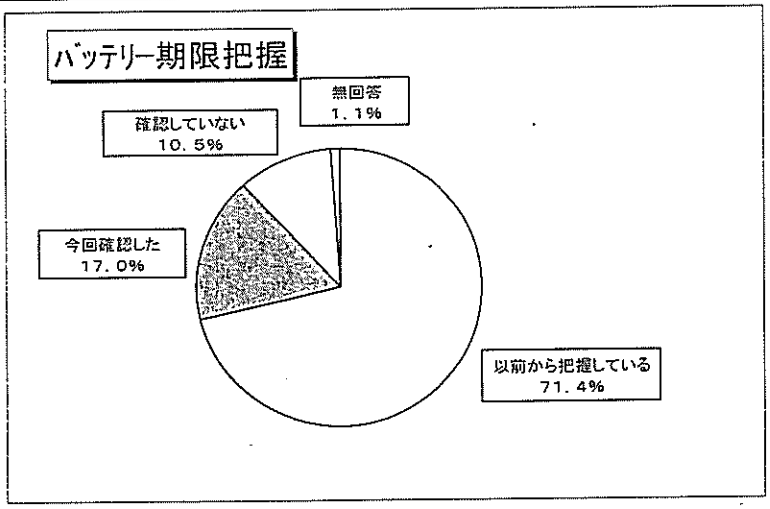

3)『厚生労働省通知』にありますAEDへの「表示ラベル」の貼付状況について。

貼付状況	件数	%
『表示ラベル 』が提供され、既にAEDに貼付している	403	65.1%
『表示ラベル 』が提供され、まだAEDに貼付してない	32	5.2%
『表示ラベル 』がまだ提供されていない	146	23.6%
無回答	38	6.1%
合　計	619	100

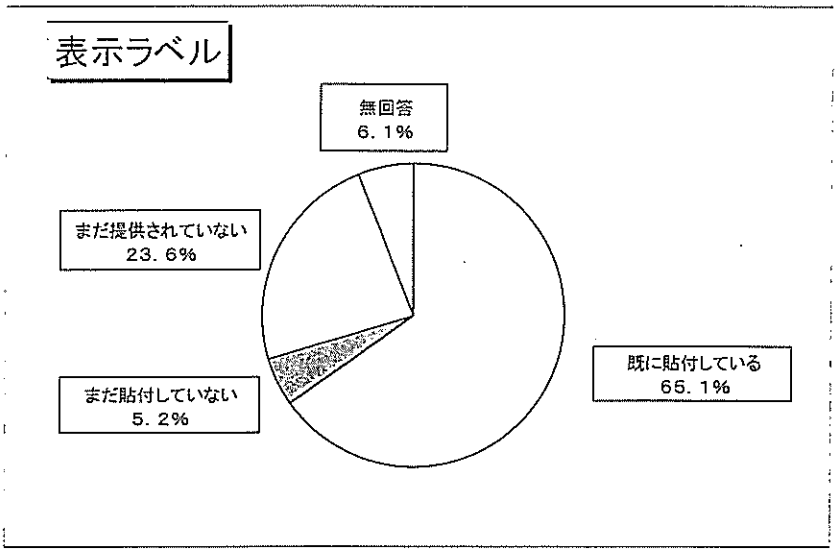

4)設置のAEDの電極パッド、バッテリーの次回の交換のための具体的なスケジュールは立てておられますか。

交換ｽｹｼﾞｭｰﾙ	件数	%
『電極パッド 』,『バッテリー』のどちらもスケジュールを立てている	346	55.9%
『電極パッド 』のみスケジュールを立てている	56	9.0%
『バッテリー』のみスケジュールを立てている	11	1.8%
どちらも立てていない	196	31.7%
無回答	10	1.6%
合　計	619	100

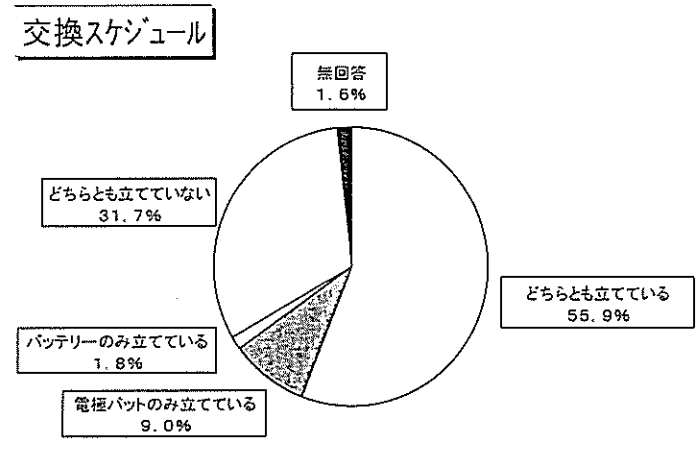

5)施設種別ごとの、交換に向けてのスケジュール立て

施設種別	回収件数	両方立てている	パッドのみ立てている	バッテリーのみ立てている	どちらも立てていない	無回答
消防・海保・防衛関係施設	32	26	1	0	5	0
医療施設(病院・診療所・医院等)	36	23	4	1	7	1
介護・福祉施設	51	12	8	2	29	0
公共交通機関(駅・電車・バス・タクシー・高速道路等)	5	5	0	0	0	0
学校・保育施設(小中学校・高校・大学・各種学校等)	152	65	21	4	60	2
体育・スポーツ施設(運動場・体育館・スキー場・ゴルフ場等)	46	32	3	1	9	1
公園・文教・娯楽施設(図書館・テーマパーク・パチンコ店等)	19	6	0	1	10	2
宿泊施設(ホテル・旅館等)	14	8	1	0	5	0
商業施設(デパート・駅ビル・商店街・コンビニ等)	35	28	0	0	6	1
その他の不特定多数が利用する公的施設	87	51	11	0	25	0
その他の不特定多数が利用する民間施設	13	8	1	1	3	0
会社・事業所	104	70	4	1	27	2
集合住宅(マンション・団地等)	6	2	1	0	3	0
自宅・自家用車内	0	0	0	0	0	0
設置場所を限定していない	0	0	0	0	0	0
その他	19	10	1	0	7	1
合　計	619	346	56	11	196	10

6)施設のAEDの消耗品の継続購入に必要な経費を確保していますか。

経費の確保	件数	%
確保している	328	53.0%
必要であることは知っているが、経費は確保していない	128	20.7%
必要であるとは知らなかったので、経費は確保していない	29	4.7%
別部署(設置場所以外)行なっており、確保する必要はない	76	12.3%
詳細はわからない	38	6.1%
無回答	20	3.2%
合　計	619	100

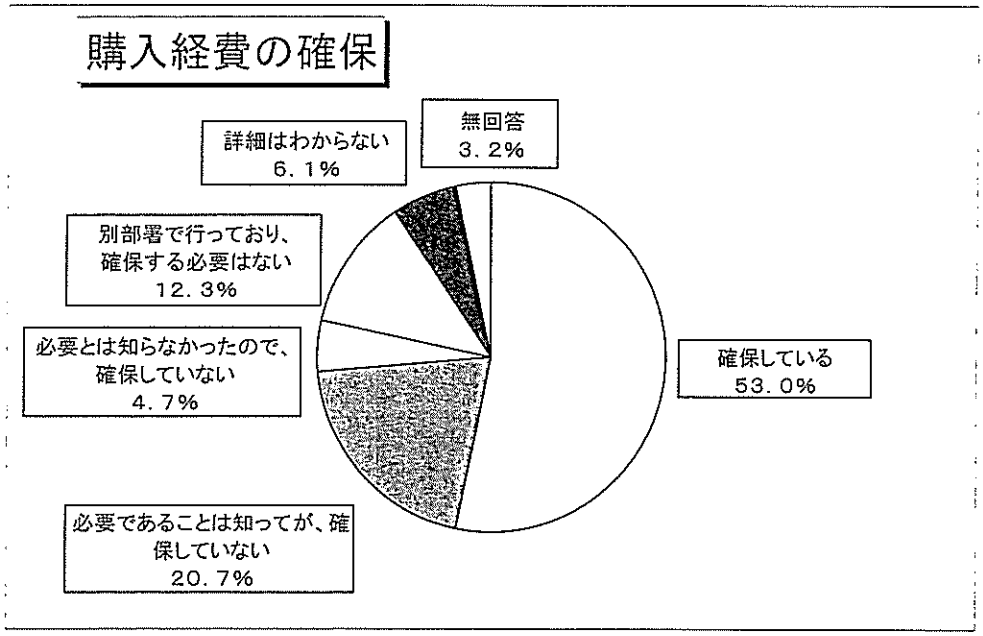

7)施設種別、AED消耗品の継続購入に必要な経費確保状況

施設種別	回収件数	確保している	必要と知っているが、経費確保していない	必要と知らず、経費確保していない	別部署(設置場所以外)行なっており、確保する必要はない	詳細はわからない	無回答
消防・海保・防衛関係施設	32	25	5	0	2	0	0
医療施設(病院・診療所・医院等)	36	21	8	2	2	0	3
介護・福祉施設	51	24	8	3	8	6	2
公共交通機関(駅・電車・バス・タクシー・高速道路等)	5	4	0	1	0	0	0
学校・保育施設(小中学校・高校・大学・各種学校等)	152	63	48	8	17	12	4
体育・スポーツ施設(運動場・体育館・スキー場・ゴルフ場等)	46	28	3	1	7	4	3
公園・文教・娯楽施設(図書館・テーマパーク・パチンコ店等)	19	8	3	0	5	2	1
宿泊施設(ホテル・旅館等)	14	7	4	1	1	1	0
商業施設(デパート・駅ビル・商店街・コンビニ等)	35	15	6	1	10	1	2
その他の不特定多数が利用する公的施設	87	45	22	6	11	2	1
その他の不特定多数が利用する民間施設	13	10	1	0	0	0	2
会社・事業所	104	64	16	3	13	8	0
集合住宅(マンション・団地等)	6	5	0	0	0	1	0
自宅・自家用車内	0	0	0	0	0	0	0
設置場所を限定していない	0	0	0	0	0	0	0
その他	19	9	4	3	0	1	2
合　計	619	328	128	29	76	38	20

8)AED設置年度別、消耗品の継続購入に必要な経費確保状況

設置年度	初回設置台数	確保している	必要と知っているが、経費確保していない	必要と知らず、経費確保していない	別部署(設置場所以外)行なっており、確保する必要はない	詳細はわからない	無回答
15年度	3	2	1	0	0	0	0
16年度	6	2	4	0	0	0	0
17年度	41	26	9	0	3	1	2
18年度	125	71	25	3	19	4	3
19年度	212	112	46	14	21	13	6
20年度	183	88	36	9	29	15	6
21年度	30	18	3	1	2	3	3
無回答	19	9	4	2	2	2	0
合　計	619	328	128	29	76	38	20

まとめ

5. AEDの保守・管理の実際（消耗品の管理）

● 『日常点検』への取組としては、「厚生労働省通知」の中で、

・製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施してください。

と、あります。

それぞれの実施状況としては、

（電極パッド）

・以前から把握している……73．7%

・今回『厚生労働省通知』を読んで、使用期限を確認（把握）した…15．7%

（バッテリー）

・以前から把握していた……71．4%

・今回『厚生労働省通知』を読んで、確認（把握）した……17．0%

となり、各消耗品の使用期限の把握は、約90%の設置場所にて期限の把握はされている。

また、製造販売業者等から配布される表示ラベルについても、既にラベルを受領済み施設においては、ほとんどの施設でAEDに貼付されている。

しかしながら、消耗品に関する費用の確保状況については、

・消耗品を購入するための経費の確保については、約25%の設置施設において経費の確保がされていない。

・交換時期が近づいている「平成18年度」「平成19年度」のAED設置施設においても約20%の施設で経費の確保がされていない。

・施設種別では、「学校・保育施設」「不特定多数が利用する公的施設」で『経費の確保がされてない』の回答の割合が高くなっている。

今回の調査において、

『消耗品の期限の把握』の実施状況は高いが、

『消耗品を購入するための予算の確保』

については、経費の確保の必要性を把握していながら、25%程度の施設においては、予算が確保されていないことが明らかになった。

6. AED保守・管理の実際(その他)

1)AEDの定期点検はどのように実施していますか。次の1～5のうち、一つをお選びください。

定期点検状況	件数	%
メーカーに任せている	104	16.8%
設置施設側で行なっている	242	39.1%
保守点検会社に委託	50	8.1%
特に行なっていない	181	29.2%
その他	25	4.0%
無回答	17	2.8%
合　計	619	100

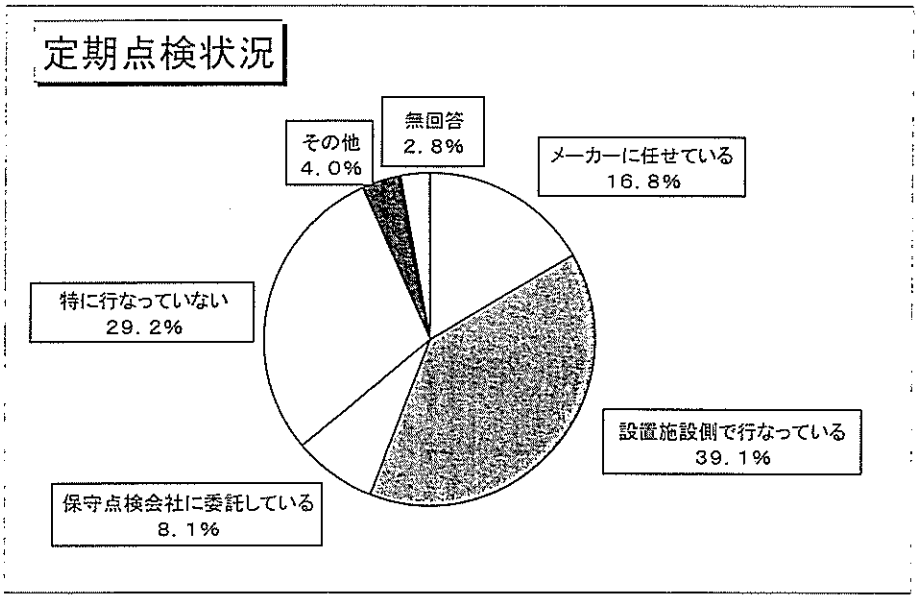

2)「その他」具体的な回答

・レンタル会社に任せている　・リースなのでリース会社に任せている
・製造販売元が実施　・レンタル元が実施　・レンタルなので規定にあわせて実施
・電極パッドは2年ごとに交換している　・月一回行っている(2件)　・隣接消防署が実施
・もよりの消防署　・消防署が来て点検　・消防署が実施
・本部で管理　・不定期で点検実施　・不定期、年1回 AED 講習会時に点検
・点検担当者が実施　・職員が定期的に実施　・当財団のスタッフが行う
・今後、実施計画を作成する　・教育委員会より点検日程連絡が入り業者来校
・何もわからないのでそのままにしている　・調達時、メンテナンスフリーと聞いている
・まだ点検時期がこないが、当社で行う予定である
・有効期限に合わせてチェック・交換を AED 購入者(市)が行なっている
・市が統一して購入し、提供を受けたので、市がパッド、電池の管理を行い通知することになっている

まとめ

6. AEDの保守・管理の実際（その他）

● 『AEDの保守点検』への取組としては、「厚生労働省通知」の中で、

・AEDの購入者または設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託しても差し支えありません。

と、あります。

各AEDの定期点検の実施については、AEDの機種ごとにより、

・日常点検とは別に一年一回、メーカーによる保守点検を推奨している。

・AEDのセルフチェックにより、インジケータにより異常が表示されたとき、点検、修理を必要としているもの。

と、様々です。

設置AEDに添付の「取扱説明書」により、再確認が必要である。

7. AED保守・管理の実際(修理)

1)これまで、AEDを修理に出されたことはありますか。

修理有無	件数	%
有り	46	7.4%
無し	565	91.3%
無回答	8	1.3%
合　計	619	100

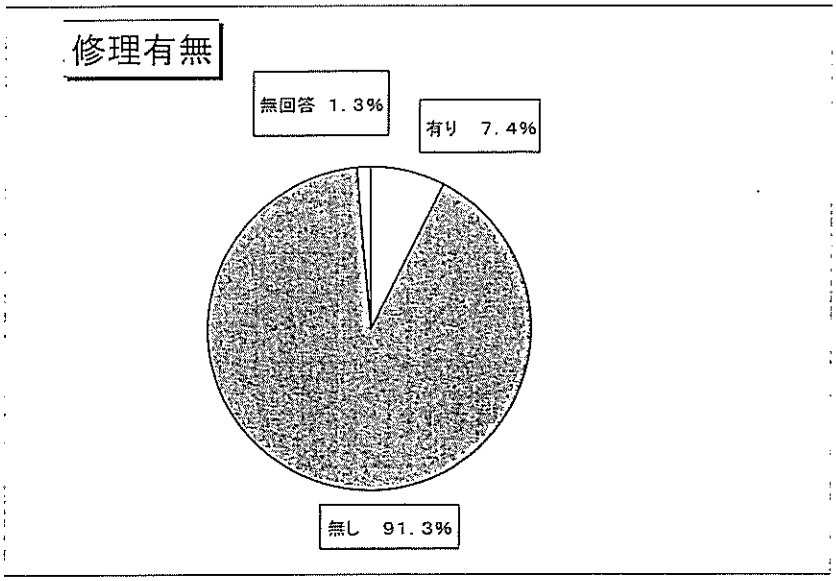

2)設置のAEDの故障や修理時の連絡先を把握していますか。

連絡先の把握	件数	%
把握している	570	92.0%
把握していない	35	5.7%
無回答	14	2.3%
合　計	619	100

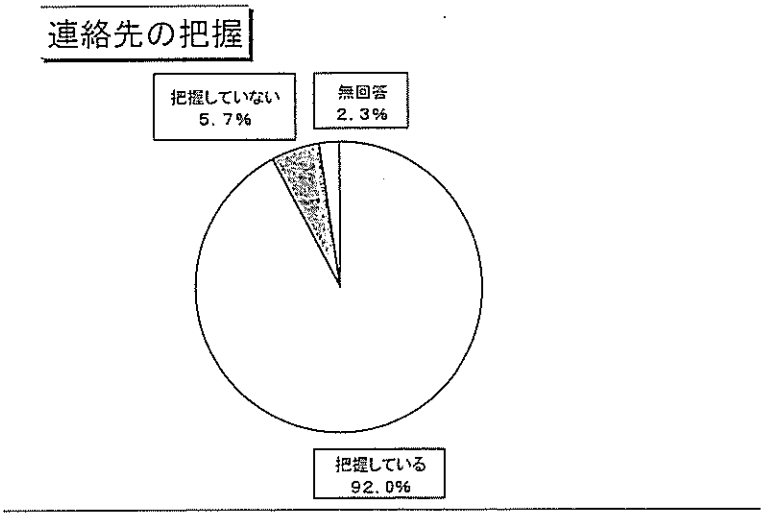

●『修理有り』の内訳(1) にて『修理経験あり;46件』中、31件から記載あり)

メーカーによるリコール対応(14件)	リコール
平成20年9月回路を接続するフレキシブルケーブルのリコール (同時に電極パッド2セット充電器も交換)	リコール
製造メーカーによる自主回収への対策	リコール
欠陥品だったので、回収修理の依頼が来た	リコール
バッテリーの不具合	
バッテリー不良で交換	
バッテリー不良	
バッテリーが使用期限よりもかなり早く消耗していたため交換	
バッテリー異常の警告音が異常作動したため	
バッテリー異常で音声止まらず	
バッテリー装着後2時間でピーピー音がする	
バッテリー関係の不具合により、バッテリー交換修理	
異常発生時のランプが点灯していたため、点灯原因の調査依頼	
アラーム発生、パッド不良メッセージが出る	
AEDシステムエラー	
一度使用したため	
本体の部品交換、動作テスト、消耗品交換、本体清掃	
パッドの開封により、パッドのジェルが乾燥していたことが判明、予備に交換(消防関係)	

まとめ

7. AEDの保守・管理の実際(修理)

● 設置済みのAEDに対する、修理の発生件数を調査した。

・「修理の経験あり」の回答は、619件うちの、46件であった。

・「修理経験あり」の46件のうち、メーカーによるリコール対応が17件であった。

(メーカーによる、回収事例については、下表を参照)

・AEDには、一定期間ごとに実施されるセルフチェック機能があり、その結果は『インジケータ』で、確認できる。

各AEDの修理に関しては、

・日常点検の確実な実施により、機器の不具合を見つけることが大切である。
・AEDの不具合については、機器によるセルフチェック機能により、「インジケータ」に表示される。日常点検の実施により、不具合を早期に発見することが大切である。
・ひび割れ等の外観上の問題、付属品の不足がないか等、目視による確認も必要である。
・不具合発生時点での、連絡先等についても普段から分かるようにしておくことが大切である。

設置AEDに添付の「取扱説明書」により、不具合の発生時の確認方法について、再確認が必要である。

●メーカーによる、AEDの回収事例

	日 付	会社名	回収理由	回収台数
事案1	平成18年 6月	日本光電工業(株)	コンデンサ劣化	578台
事案2	平成18年10月	日本ﾒﾄﾞﾄﾛﾆｯｸ(株)	部品不良による消耗	2,449台
事案3	平成20年 7月	日本ﾒﾄﾞﾄﾛﾆｯｸ(株)	基盤不良による電源不可	20,682台
事案4	平成20年 8月	日本ﾒﾄﾞﾄﾛﾆｯｸ(株)	部品不良による消耗	191台
事案5	平成20年10月	日本光電工業(株)	バッテリー不良	523台
事案6	平成20年10月	日本光電工業(株)	ソフトウェア変更	26台
事案7	平成21年10月	(株)ﾌｨﾘｯﾌﾟｽｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽｼﾞｬﾊﾟﾝ	メモリ阻止の故障	3,018台
事案8	平成21年11月		コンデンサの品質不良	410台
事案9	平成21年12月	日本光電工業(株)	ソフトウェア変更	107,309台

8. AEDの適正使用等のあり方について

1）AEDの保守・管理を行うにあたって、特に重要であると感じていることは何ですか。

選　択　項　目　（重要と思われる順に番号を 5つまで 記入）
1.『設置者』が保守・管理の重要性について理解していること。
2.『点検担当者』を決めて、日常点検を必ず行うこと。
3.『点検担当者』が日常点検における点検事項をしっかりと把握しておくこと。
4. 複数の AED を設置している施設は、『点検担当者』も複数設置すること。
5. メーカーが『点検担当者』に対して、保守管理についての講習を定期的に開催すること。
6. AEDを設置ボックスに収納しても、インジケータの表示状態が外からわかりやすいこと。
7. 液晶で文字表示するなど、表示方法をわかりやすくする。
8. 持ち運びしやすいように、軽量化を図ること。
9. 故障時に迅速に修理に対応してくれること。
10. 電極パッド、バッテリー等の消耗品の交換時期を把握しておくこと。
11. 設置時に、メーカーからの保守・管理に関する情報の提供を行うこと。
12. AED 設置後も、メーカーが常時、情報提供・定期点検・消耗品の交換に関わるシステムを作ること。
13. 取扱説明書・添付文書の、日常点検・定期点検の記載がわかりやすいこと。
14. 取扱説明書・添付文書の、トラブルやエラー発生時の対応方法の記載がわかりやすいこと。
15. AED本体に、メーカーの連絡先を記載しておくこと。
16. 設置者において、消耗品を継続購入する費用を確保していること。
17. 機器の盗難・破損等に対する備えが出来ていること。
18. 屋外に設置の機器の場合もあるので、気温や雨風の影響を受けにくいこと。
19. 購入時の機器の選定。
20. AED を設置時には必ず使用に関する講習会を受講すること。
21. その他

1)「その他」具体的回答

・府で点検作業を行って欲しい

・バッテリー等消耗品の価格が高く、経費の確保が困難

・消耗品の使用期限が短く、設置者には非常に負担である

・AED の購入費及び維持費用がかさむので、補助金制度があると良い

・公共の場所で一般の方の利用も考えられるので、費用負担に関しては補助があればよい

・AED の実際の使用が10年に一度もないということを前提としたシステムをつくること
（設置場所に AED 取扱に習熟した者がいない）

・ビル建物内住民に対して、AED 使用方法を具体的に説明実施訓練する機会を定期的に（年1～2回）設けること

・異動、転勤があり、又使わないことによって使用方法を忘れることもあるので、定期的な講習会の開催が必要

・生徒対象の講習会の充実

・誰でも安全確実に使用できること

・使用方法を忘れていないかに注意する

・当方が要請した場合、無料で講習会を実施してほしい

【回答】

● 重要と思われる順で1番から5番までに入った選択項目の中で、回答数の上位順と回答件数から、順番を付けて並べたもの。(算出方法は下記参照)

選択項目	算出ﾎﾟｲﾝﾄ
1.『設置者』が保守・管理の重要性について理解していること。	1365
9. 故障時に迅速に修理に対応してくれること。	502
10. 電極パッド、バッテリー等の消耗品の交換時期を把握しておくこと。	344
2.『点検担当者』を決めて、日常点検を必ず行うこと。	208
20. AED を設置時には必ず使用に関する講習会を受講すること。	198
5. メーカーが『点検担当者』に対して、保守管理についての講習を定期的に開催すること。	184
6. AEDを設置ボックスに収納しても、インジケータの表示状態が外からわかりやすいこと。	170
22. 無回答	164
12. AED 設置後も、メーカーが常時、情報提供・定期点検・消耗品の交換に関わるシステムを作ること。	88
15. AED本体に、メーカーの連絡先を記載しておくこと。	60
14. 取扱説明書・添付文書の、トラブルやエラー発生時の対応方法の記載がわかりやすいこと。	58
16. 設置者において、消耗品を継続購入する費用を確保していること。	53
3.『点検担当者』が日常点検における点検事項をしっかりと把握しておくこと。	46

(「算出ポイント」の計算方法)
・各回答された選択項目を、『重要と思われるもの(1番目)～(5番目)』までを それぞれ 5点 ～ 1点とし、各点数に選択項目の回答件数を掛け合わせて出された数字の合計点順です。

2）AEDの保守・管理全般において、特に望ましいと感じていることは何ですか。
（望ましいと思われる順に 3つまでお書きください）

選　択　項　目
1. 保守・管理（日常点検・定期点検・消耗品交換）はメーカー（修理業者、保守業者も含む）と契約して定期的に行う。
2. メーカーが保守・管理に関する指導（情報提供・セミナーなど）を積極的に行う。
3. 取扱い説明書の保守・管理の欄の内容を分かりやすくして欲しい。
4. 消耗品交換時期、定期点検の時期になったら機器自身が「交換（点検）時期です」のような表示を出す。
5. 自動車の「車検制度」のような強制的な点検制度を創設する。
6. その他。

項目	1番目	2番目	3番目
1. 保守・管理（日常点検・定期点検・消耗品交換）はメーカー（修理業者、保守業者も含む）と契約して定期的に行う。	329	32	33
2. メーカーが保守・管理に関する指導（情報提供・セミナーなど）を積極的に行う。	140	171	51
3. 取扱い説明書の保守・管理の欄の内容を分かりやすくして欲しい。	25	135	74
4. 消耗品交換時期、定期点検の時期になったら機器自身が「交換（点検）時期です」のような表示を出す。	81	158	167
5. 自動車の「車検制度」のような強制的な点検制度を創設する。	29	50	113
6. その他	3	0	4
無回答	12	73	177

2)「その他」具体的回答
・メーカー側にも販売する以上、一定の責任を持ってもらう
・費用が要らないようにして欲しい（会員数減少のため）
・所管部局が予算措置を行うこと
・保守点検のためメーカーが持ち帰った際の代替機レンタルを保障して欲しい
・パッド、バッテリーの交換寿命を長く設定して欲しい
・保守・管理をメーカーと契約し定期的に、安価に行われること

まとめ

8. AEDの適正使用等のあり方について

1)『AEDの保守・管理を行うにあたって、特に重要であること』

●『特に重要であること』への回答をみると、上位のうち、

・『設置者が保守・管理の重要性について理解していること』

・『電極パッド、バッテリー等の消耗品の交換時期を把握していること』

・『「点検担当者」が日常点検における点検事項をしっかりと把握しておくこと』

・『AED設置時には必ず使用に関する講習会を受講すること』

など、『AED 設置者が取組むべき事項』が多くあげられ、保守・管理に対して、積極的に取組む姿勢が見られた。

また、回答の中には『AEDメーカーが取り組むこと』に関しての回答も多く、

・『故障時に迅速に修理に対応してくれること』

・『メーカーが「点検担当者」に対して、保守管理についての講習を定期的に開催すること』

・『AEDを設置ボックスに収納しても、インジケータの表示状態が外からわかりやすいこと』

・『AED設置後も、メーカーが常時、情報提供・定期点検・消耗品の交換に関わるシステムを作ること』

など、『AED 製造販売業者への取組み』を求める意見があげられていた。

「その他」の意見しては

・AED 保守の費用負担(補助)の問題

・AED の使用講習会の充実(定期的な開催等)があげられていた。

2)『AEDの保守・管理全般において、特に望ましいと感じていること』

●『特に望ましいと感じていること』への回答としては、

・『保守・管理(日常点検・定期点検・消耗品交換)はメーカー(修理業者、保守業者も含む)と契約して定期的に行う。』

・『メーカーが保守・管理に関する指導(情報提供・セミナーなど)を積極的に行う。』

・『消耗品交換時期、定期点検の時期になったら機器自身が「交換(点検)時期です」のような表示を出す。』

などの意見があり、「その他」として記載されている意見のなかでも、

製造販売業者への保守・管理への一層の取組みを求める意見が多かった。

9. AED使用に関する講習会の受講状況等について

●『AED 使用に関する講習会』 とは・・・“AED の使用による、心肺蘇生法に関する講習会” のこと

1)貴施設の職員・従業員の中(『点検担当者』の方は除く)で、AED使用に関する講習会を受講したことがある方はいますか。

講習会受講	件数	%
1. 職員・従業員、全員が一度は受講したことがある	213	34.4%
2. 職員・従業員のうち、現在は一部の者が受講済みであり、今後追って、他の職員・従業員にも受講させる予定である	294	47.5%
3. 職員・従業員のうち現在は一部の者が受講済みであり、今後は受講させる予定はない	68	11.0%
4. その他	29	4.7%
無回答	15	2.4%
合　計	619	100

1)「その他」具体的回答

・AED 設置時にメーカーから全教職員に講習会があった
・衛生委員会で AED 使用に関する講習会を年一回行っている
・現在、一部の者が受講済みであり、受講希望者を受講させる
・一部の者が受講済みであり、残りについても受講させていきたい
・職員従業員のうち現在ほとんどのものが受講済みである。未受講の者は今後受講させる予定
・受講者1名は他部署に異動。よって今後他の職員に受講させる予定
・消防職員を講師として年一回講習会を開催(有志参加)
・職員の一部が受講、残りは受講済み職員より講習を受ける
・設置業者より使用方法・説明を受けた。今後全員受講予定
・委託先は受講
・所属救命士が行う講習を受講させた
・購入後、一部の職員が講習を受けた
・所内での学習会
・警備会社より購入し、常時店舗内にて勤務する警備員が講習を受けている
・2年前に全員受講しているが、現在は受講していないものもいる
・一部の者が受講済みであり、今後は未定
・設置時に講習はあったが、それが『AED 使用講習』かどうかは不明
・講習会受講者はいない
・予算的なものがあるため、今後は受講させない
・導入時に説明されただけ
・職員に受講させたい
・職員が応急手当指導員である

2)AED使用に関する講習会について、どこから講習を受けましたか。(複数回答可)

講習会受講先	件数 (複数回答可・回答順)
消防関係者開催の外部講習会に参加した	285
自らが主催となった、講師を呼んだ内部講習会を社内・施設内で開催し、そこに職員・従業員を参加させた	208
AEDメーカー、販売店が開催する外部講習会に参加した	92
都道府県、市長村等の行政機関が開催の外部講習会に参加した	71
日本赤十字社開催の外部講習会に参加した	33
NPO団体開催の外部講習会に参加した	31
警備会社開催の外部講習会に参加した	13
その他	53

2)「その他」具体的回答]

- 消防署なので指導施設である(10件)
- 自らが主催者となって、救命救急士が講師となり、内部講習会を開催し、職員が参加した
- 自ら主催しICLSを開催し、そこに職員を参加させた
- 救命救急士が講師となって職員に講習を行った
- 施設内の救命士による講習会があった
- 消防関係者開催の内部講習に参加　・消防訓練時、消防署員より講習受けた
- 消防の方が園に来てくださった
- 医療機関主催の講習会に参加させた　・近隣の救急病院より講習に来てもらった
- 医療従事者なので説明書を参考に
- AED設置時にメーカー側担当者が当施設に出向いて全職員に対して講習を行った
- 設置時にメーカー担当者が行った
- 販売店が当事業所に来て説明
- AEDメーカ、販売店に依頼して内部講習を実施している
- メーカの販売店より出張してもらった
- 業者による説明会程度のものはあり
- 隣接する小学校で実施し受講した
- 危機管理課からの講習があった(市役所)
- 校区自治会の講習会に出席する
- 専業保健推進センターで受講した
- PADI JAPAN(ダイビング指導団体)
- 法人内施設主催による講習会にAEDメーカーを招いて講習
- 社内での内部講習会を実施している
- 職員自らが講師となり、他職員を教育している
- 職員研修の一環として参加　・新任研修のプログラムの中に計画されている
- 講習会があるとは知らなかった、啓発が必要では

まとめ

9. AED使用に関する講習会の受講状況等について

● AED使用講習会の受講状況

・『職員・従業員、全員が一度は受講したことがある』……213件(34.4%)

・『職員・従業員のうち、現在は一部の者が受講済みであり、今後追って、他の職員・従業員にも受講させる予定である。』……294件(47.5%)

であり、**約8割の施設では、職員のうち誰かが受講していた。**

しかしながら、

『2. 職員・従業員のうち、現在は一部の者が受講済みであり、今後追って、他の職員・従業員にも受講させる予定である。』:294件(47.5%)

については、今後、残りの職員・従業員について、確実に受講をしていくことが必要と考える。

● AED 使用講習会をどこから受けているか

・『消防関係者主催の講習会』への参加が多く、調査への回答『その他』への具体的回答にも消防関係者から講習を受けている場合が多く、ついで、販売店が開催、都道府県・市町村、日本赤十字社、NPO 団体等となっていた。

10. AEDの使用状況について

●『AEDの使用』とは･･･心肺機能停止疾病者へ、ＡＥＤを使用して、救命措置を行い実際に除細動処置まで行ったケース

1)心肺機能停止疾病者へのAEDの使用に際し、上手く作動しなかったことがありますか。

(AEDの使用者の手技等によるものではなく、消耗品、機器等のトラブルによるものです)

有り／無し	件数
有り	0
無し	446
無回答	173
合　計	619

2)これまでAEDの使用はありますか。

AED使用経験	件数
使用経験無し	550
1回使用経験あり	26
2回使用経験あり	5
3回以上使用経験あり	9
無回答	29
合　計	619

3)施設種別AED使用回数

施設種別	回収施設数	1回使用	2回使用	3回以上
消防･海保･防衛関係施設	32	1	0	1
医療施設(病院･診療所･医院等)	36	1	0	2
介護･福祉施設	51	6	3	3
公共交通機関(駅･電車･バス･タクシー･高速道路等)	5	0	0	2
学校･保育施設(小中学校･高校･大学･各種学校等)	152	6	0	0
体育･スポーツ施設(運動場･体育館･スキー場･ゴルフ場等)	46	3	1	0
公園･文教･娯楽施設(図書館･テーマパーク･パチンコ店等)	19	0	0	0
宿泊施設(ホテル･旅館等)	14	0	0	0
商業施設(デパート･駅ビル･商店街･コンビニ等)	35	2	0	1
その他の不特定多数が利用する公的施設	87	4	1	0
その他の不特定多数が利用する民間施設	13	1	0	0
会社･事業所	104	2	0	0
集合住宅(マンション･団地等)	6	0	0	0
自宅･自家用車内	0	0	0	0
設置場所を限定していない(イベント等の貸出等)	0	0	0	0
その他	19	0	0	0
合　計	619	26	5	9

4)貴施設において、AEDを使用した時の状況についてお伺いします。

・AEDを使用した際の

『AEDを操作された方』(選択項目1)，『音声ガイダンスでスムーズに操作できたか』(選択項目2)

について、使用回数毎の実績に応じてお答えください。

選択項目1『AEDを操作された方』	選択項目2『音声ガイダンスでスムーズに操作できたか』
1.AED設置施設職員 2.AED設置施設職員以外の居合わせた人 3.不明	1.わかりやすく、特に問題なく操作できた 2.おおむねわかりやすく操作できた 3.少しとまどった 4．かなりとまどった

AEDを操作された方	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
1.AED設置施設職員	33	11	7	5	5
2.AED設置施設職員以外の居合わせた人	5	1	0	0	0
3.不明	0	0	0	0	0

音声ガイダンスでスムーズに操作できたか	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
1.わかりやすく、特に問題なく操作できた	26	11	7	5	5
2.おおむねわかりやすく操作できた	10	1	0	0	0
3.少しとまどった	2	0	0	0	0
4.かなりとまどった	0	0	0	0	0

5)AED使用を行った場合、今後の改善点等で意見があればお書きください。

・交換パッドの代金が高い
・保守費用の政策的な支援をお願いしたい
・電極パッドが何回でも使用できると良い
・電極パッドの大きさ【小さくできないか】
・電極パッドの有効期限を長く
・本体の軽量化(持ち運びしやすいよう)
・日常使わないので、使い方を忘れる

まとめ

10. AEDの使用状況について

● AED の使用状況について

今回の調査においては、

AED の使用にあたり、管理不良のため、

AED が使用できなかった事例は無かった。

『使用経験有り(施設数40施設、使用回数として最低63回※)』について、その使用状況を施設種別に見た場合、以下のようであった。

・分類した施設種別16分類のうち、10種の施設種別で AED が使用されており、
公共に設置されている AED は比較的広範囲にて使用されていた。

・施設種別の使用実績でみれば、「介護・福祉施設」が、アンケートへの回答有りの51施設のうち12施設(23．5%)から、「使用経験あり」の回答があり、割合としては最も高くなっていた。

※「使用回数として最低 63 回」:「2)これまで AED の使用はありますか。」 より算出

● AED の操作について

・AEDの実際の使用の場面において、操作をおこなったのは『AED設置施設の職員』が多かった。
使用の感想としては、「使用1回目」～「使用5回目」の全体で見ると、
『わかりやくすく、特に問題なく操作できた』の回答が多かったが、
『使用1回目』の回答に限ると、
約3分の1にて、『おおむねわかりやすく操作できた』『少しとまどった』
との回答があり、初めの使う時はスムーズではない回答も見られた。

・ AEDを実際に使用した施設からの改善点としてあげられた意見としては、AEDを使用すると「電極パッド」は必ず交換することになるためか、「電極パッド」に関する改善点が多くあげられていた。

・ 設置場所から実際の使用場所まで、持ち運ぶことも考えられるため、軽量化の要望もあげられていた。

11. AED 使用に関する講習会と AED 使用状況について

1)設置種別(使用あり、使用なし)毎の、AED使用講習会受講状況

施設種別	1回使用	2回使用	3回以上使用	回答件数	①	②	③	④	⑤
消防・海保・防衛関係施設	1	0	1	32	28	2	1	1	0
医療施設(病院・診療所・医院等)	1	0	2	36	4	20	6	4	2
介護・福祉施設	6	3	3	51	15	25	7	3	1
公共交通機関(駅・電車・バス・タクシー・高速道路等)	0	0	2	5	3	2	0	0	0
学校・保育施設(小中学校・高校・大学・各種学校等)	6	0	0	152	73	63	8	5	3
体育・スポーツ施設(運動場・体育館・スキー場・ゴルフ場等)	3	1	0	46	23	18	3	1	1
商業施設(デパート・駅ビル・商店街・コンビニ等)	2	0	1	35	5	23	6	0	1
その他の不特定多数が利用する公的施設	4	1	0	87	19	57	4	5	2
その他の不特定多数が利用する民間施設	1	0	0	13	2	5	5	0	1
会社・事業所	2	0	0	104	25	51	18	8	2
公園・文教・娯楽施設(図書館・テーマパーク・パチンコ等)	0	0	0	19	6	11	2	0	0
宿泊施設(ホテル・旅館等)	0	0	0	14	5	7	1	1	0
集合住宅(マンション・団地等)	0	0	0	6	1	3	1	0	1
自宅・自家用車内	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設置場所を限定していない(イベント等の貸出等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	19	4	7	6	1	1

① 職員・従業員、全員が一度は受講したことがある。

② 職員・従業員のうち、現在は一部の者が受講済みであり、今後追って他の職員・従業員にも受講させる予定である。

③ 職員・従業員のうち、現在は一部の者が受講済みであり、今後は受講させる予定はない。

④ その他。

⑤ 無回答

2)AED 使用実績施設種別毎、AED講習受講状況。

受講状況	AED使用実績	
	有り(40 件)	無し(579 件)
1. 職員・従業員、全員が一度は受講したことがある	18(45.0%)	195(33.7%)
2. 職員・従業員のうち、現在は一部の者が受講済みであり、今後追って、他の職員・従業員にも受講させる予定である	13(32.5%)	281(48.5%)
3. 職員・従業員のうち現在は一部の者が受講済みであり、今後は受講させる予定はない	4(10.0%)	64(11.0%)
4. その他	3(7.5%)	26(4.5%)
無回答	1(2.5%)	13(2.2%)

まとめ

11. AED 使用に関する講習会とAED 使用状況について

● 『AED使用有り／無し』の施設種別と、講習会受講状況

・施設種別では、「消防関連施設」「学校・保育施設」「体育・スポーツ施設」において、『職員・従業員、全員が一度は受講したことがある』の回答施設が多くなっていた。

・『AED使用有り』施設において、

「職員・従業員、全員が一度は受講したことある」の割合が45.0%と、

『AED 使用経験無し』施設の33．7%より高くなっていた。

12. 考察

今回の調査結果を、平成 21 年 4 月 16 日付厚生労働省医政局長及び同省医薬食品局長通知『自動体外式除細動器(AED)の適正な管理等の実施について』(以下、『厚生労働省通知』と記載)等と照らし合わせ、『AED 設置者』『AED 製造販売業者』『行政(国・及び大阪府)』における課題、対応についてまとめた。

①AED 設置者

●厚生労働省通知の中で、AED設置者に求められている事項

1)設置したAEDの「点検担当者」を配置し、AED のインジケータの表示を日常的に確認すること。

2)消耗品(電極パッド及びバッテリー。以下同じ。)の交換時期を『表示ラベル』により確認し、適切に交換すること。

3)AED の保守契約による管理等の委託について。

4)AED の設置情報の登録について。

(AEDの設置・保管について)

【課題】

AEDを設置するにあっては、自ら購入する場合と、購入者と設置者が異なる場合がある。今回に調査においては、『AED 設置施設で直接購入した』『AED 購入者と設置者が別』とそれぞれの場合を比較して、設置時における保守管理情報の提供についての差は無かった。

【対応】

設置されてから年数が経過しているAEDを保有している施設においては、添付文書、取扱説明書等の必要な情報がきちんとそろっているか、再確認が必要である。

また、取扱説明書をAED設置BOX内に入れていないなど、人目の付く場所に保管していないケースにおいては、施設内での保管場所についてきっちりと決め、いざという時にすぐに持ち出せるように管理しておく必要がある。

(AEDの点検担当者の設置について)

【課題】

AEDの適正な管理を行うため、厚生労働省通知で「点検担当者」の設置を求めている。今回の調査では、6割の施設で「点検担当者」を設置済みで、残りの3割も「今後設置予定」であり、概ね「点検担当者」については設置されていた。

【対応】

「点検担当者」については、インジケータの表示の確認を日常的に確実に行っていただく必要がある。
また、人事異動等があった場合、「点検担当者」が引き継がれること、AEDの保管場所、AED備品の管理、取扱説明書の扱い等についても引き継がれるよう、業務の整備を行うことが求められる。

（AEDの日常点検の実施について）

【課題】

AEDの適正な管理においては、『インジケータ』を毎日確認することは、添付文書でも求められている重要な事項である（厚生労働省通知では、「営業日ごと」の確認を求めている）が、今回の調査結果ではほとんどの施設において「1日1回」のインジケータの確認はされていなかった。

インジケータの確認を怠ると、故障の発見が遅れ、最悪の場合、使用する場合に故障しているということも想定される。

【対応】

「点検担当者」を決めることにより、点検を確実に実施する。また、検査漏れを防ぐため、厚生労働省通知にあるように、「点検実施記録」をつけることも重要である。（記録帳を作成するまでも無く、カレンダーへの○印を付ける程度でも良い。）

AEDインジケータの日常点検については、各AEDの添付文書にて、
『一日一回、インジケータの表示について確認すること』とされています。

不具合の発見を早くし、適正に使用できるよう
AED 設置施設においては
「点検担当者」を設置し、「インジケータ」の確認を毎日行いましょう！！

（AED消耗品の管理について）

【課題】

AEDは、「電極パッド」「バッテリー」という消耗品のある医療機器であることを大前提として、その有効期限を把握することが必要となる。今回の調査においては、「消耗品の有効期限の把握」状況については8割近くの施設で実施されており、特に問題は見られなかったが、それら消耗品を購入するための経費については全体では約25％の施設において確保されていないとの回答があった。

【対応】

消耗品の有効期限の把握については、厚生労働省通知で示された、製造販売業者による「表示ラベル」を活用し、AED本体に貼付する等の方法により、管理していくことが求められる。

経費の確保については、「学校」「公共施設」の「確保させていない」回答の多かった施設においては、現在保有のAEDの消耗品の使用期限を改めて確認し、『既に期限切れを起こしていない』ことを確認した上で、AEDの購入担当部局等に対して、消耗品購入の予算を確保することが望まれる。

（AED機器全般の管理について）

【課題】

AEDは、多くの場合はそのインジケータの表示により機器の不具合が判明するように設計されており、「インジケータの確認」は重要である。またAEDの設置場所として人目に触れる公共の場に設置している場合においては、風雨による影響、盗難等に注意を払う必要がある。

また、AEDについては、メーカーにより回収が行われる場合もあり、回収に対応できるように、メーカーに対して設置場所の連絡先を伝えておくことが求められる。

【対応】

AEDの全般的な管理として、AEDの回収に際してはメーカー、販売店の担当者からの連絡、メーカーのホームページによる情報提供がなされるため、情報の収集については、設置AEDの製造メーカーホームページ、厚生労働省、大阪府等のホームページを確認し、情報収集することが望まれる。また、設置場所の都合、設置施設の人員的な問題等から設置場所の職員自らで日常点検を含めて管理が困難な場合は、メーカーに管理を委託することも可能なので、経費等の兼ね合いをみて検討しても良い。メーカーによる定期点検を受けることも適切な機器の管理の面から有効である。

（AED設置場所への登録について）

【課題】

今回の調査においては、AED設置場所への調査は行っていないが、厚生労働省通知QAのQ25にも示されているように、AEDの設置場所を登録することは、大変重要である。

【対応】

今回調査を行った施設については、AEDマップより抽出した施設であるので、登録について問題はないが、調査対象以外の施設にあって、AED設置場所の登録をしているかどうか不明の施設については、登録するようにお願いしたい。なお、登録については、以下の方法等があるので、早急に対応することが望まれる。

1. 設置AEDメーカーが発行する「顧客カード」に登録する。・・・登録することでAEDマップ上に登録されインターネットなどに掲載される。（救急医療財団「AED設置場所検索」）。また、メーカー顧客カードに設置先所在地住所を記載することにより、販売先がメーカーによって把握され、回収等の情報の提供がスムーズに伝わります。この1年においても、大規模なAED改修事例も発生しており、製造販売者からの適正な情報提供及び改修の実施に際しては、製造販売業者への登録やAEDマップへの登録を行い、迅速な対応を求められるものである。

2. 大阪府では、NPO 法人「大阪ライフサポート協会」作成の、『大阪府AEDマップ』への登録をお願いしております。

   【参考】

   NPO 大阪ライフサポート協会：http://osakalifesupport.jp/index.html

   大阪府 AED マップ：http://osakaaed.jp/

②AED 製造販売業者

●厚生労働省通知の中で、AED製造販売業者に求められている事項

1)消耗品の有効期限を記載する『表示ラベル』を作成すること。

2)適切な管理のための情報を提供すること。(表示ラベル、日常点検記録シート 等)。

3)AED設置場所登録の推進。

4)添付文書の改訂の実施。

(表示ラベルについて)

【課題・対応】

今回の調査では、『表示ラベル』の貼付については、調査票回収時点(平成21年8月)では、回答のあった調査対象施設の約 7 割に『表示ラベル』が届いていた。各製造販売メーカーには、引き続き「表示ラベル」の配布をお願いする。

(適切な管理のための情報提供について)

【課題】

製造販売業者としては、「適正な管理のための情報の提供」として、

・顧客カードの登録による、情報伝達先の把握

・インターネットホームページを活用した情報の発信等に取組んでいるが、今回の調査において、

「8. AED の適正使用のあり方について」の回答の中では、

1)『AED の保守・管理にあたって、特に重要と感じていること』の設問への回答として

・『メーカーが「点検担当者」に対して、保守管理についての講習を定期的に開催すること』

・『AED設置後も、メーカーが常時、情報提供・定期点検・消耗品の交換に関わるシステムを作ること』

2)『AED の保守・管理にあたって、特に望ましいと感じていること』の設問への回答として

・『保守・管理(日常点検・定期点検・消耗品交換)はメーカー(修理業者、保守業者も含む)と契約して定期的に行う。』

・『メーカーが保守・管理に関する指導(情報提供・セミナーなど)を積極的に行う。』

とあり、AED 管理に対しての、メーカーの積極的な関わりを求める意見が多く見られる。

【対応】

保守・管理の情報については、今回の調査においては、購入時(設置時)には情報提供を受けているが、『購入当時の担当者が交代した』『購入から時間が経過した』などにより、情報の引継ぎが途絶えてくると、取扱説明書を読んで理解するしか方法はなく、情報の反復や継続した提供といった意味から、「メーカーが積極的に関与する情報提供のシステム作り」等の意見が設置者側より上がっていると考えられる。

対策として、「取扱説明書」の中の保守管理の部分を分かりやすくする、冊子を作成するなどの対策、「消耗品の交換」については、設置者主体の管理ではなく、顧客カードの情報等を活用し、メーカーから交換時期をアナウンスする等、「消耗品の交換忘れ」を防ぐシステムを作ることなどが考えられる。

大阪府においては、AED 設置場所への情報提供の方法として、「大阪府AEDマップ」への登録設置場所に対して、メールによる情報の送信の予定している。

（AED 機器本体に関する要望）

【課題】

今回の調査では、AED 機器本体の要望として「消耗品の期限延長」「消耗品を安価に」「機器本体の軽量化」等があげられた。

また、AEDの定期点検に対する考え方にも機器により差異が認められた。

【対応】

各製造販売業者の特性や機能によるところもあるが、設置者の要望等を踏まえ、製品開発や、機器の保守方法の統一等に反映させること、特に電極パッドについては交換の頻度も早く、各社共通の製品と出来ないか等の検討が望まれる。

③AED 使用に関する取組みについて(「AED 使用状況」「AED 使用講習」等)

●調査結果について

1)今回の調査対象となった16設置種別のうち10種別において、少なくとも1回は使用されていた。

2)AED 使用が多かったのは「介護施設」「学校・保育施設」「体育・スポーツ施設」であった。

3)AED を実際に使用するのは設置施設の職員のケースが多く、使用の感想としては『わかりやくすく、特に問題なく操作できた』との感想が多かった。

4)AED 使用経験と、講習会の受講状況の関連としては、『AED使用有り』施設において、「職員・従業員、全員が一度は受講したことがある」の割合が『AED 使用無し』に施設と比較して高くなっていた。

AED は本来、「音声ガイダンス」により、誰もが簡単に使用できるように設計された機器ではあるが、
今回の調査結果において、

・「AED 設置施設職員」による AED 使用のケースの回答が多かったこと

・「一回目の使用」の回答では「約3分の1にて、『おおむねわかりやすく操作できた』『少しとまどった』という割合が高かったことから

『AED 設置施設の職員にあっては、AED 使用のための講習会を受講すること』
が重要と考えられた。使用講習を受けていることにより、
いざという救命の場面において、よりスムーズに AED の使用が可能となると考えられた。

【課題】

今回の調査での回答で、AED 使用に関する講習の受講に関しては、約半数の施設において、『現在は一部職員が受講しており、残りの職員については追って受講させる』との回答になっており、未受講の職員については、今後、必ず受講していく必要がある。

【対応】

AED の使用講習会については、現在未受講の職員の受講が必要である。また、既に受講した職員についても受講からの期間の経過により、再受講の必要性もあると考える。

AED 設置者においては、所属職員の受講状況を把握し、定期的な受講への配慮が望まれる。

今回の調査では、「介護施設」「学校・保育施設」において AED 使用経験ありの回答が多かったが、これらの施設においては、調査への回答で『現在は一部職員が受講しており、残りの職員については追って受講させる』との回答が多く、今後、AED 使用の講習の受講が求められる。

●主な AED 講習実施状況

① NPO 法人大阪ライフサポート協会(URL:http://osakalifesupport.jp/index.html)
『AED・心肺蘇生法講習会』

② 日本赤十字社
『救急法・基礎講習』
(平成 20 年度実施状況 実施回数:71 回 受講人数:1,965 名) ※平成 20 年度 事業報告書 より

③ 各消防局(大阪市の場合:大阪市消防振興協会)
『普通救命講習』
(平成 20 年度実施状況 実施回数:4,656 回 受講人数:89,506 名)※平成 21 年版 救急・救助の現況 より

④行政機関

●厚生労働省通知の中で、関係各省庁に求められている事項

1)各庁舎等で管理しているAEDの適正な管理等を徹底すること。

2)所管する関連団体等が設置しているAEDについて、適正な管理がされるよう通知を周知すること。

3)AEDの使用に関する講習会において、保守管理の重要性について周知すること。

AED の保守間管理における行政の役割としては、

●AED の設置場所として AED の保守管理を行う役割

●AED 設置場所が適正な保守管理を行えるよう、情報を周知していく役割

の二つがあり、それぞれに分けて検証する。

(AED の設置場所として AED の保守管理を行う役割)

近年、役所を始め、多くの公共施設に AED は設置されている。各施設においては、今回の厚生労働省の通知を参考にし、設置している AED の適正な管理を行わなければならない。

特に今回の調査においては、「学校・保育施設」「不特定多数が利用する公的施設」において、

・インジケータの確認頻度が悪い

・消耗品購入の経費が確保されていない

といった傾向があった。これらいずれも、救命時にAED が使用できない可能性があることにつながるため、改善が望まれる。

また、行政機関においては、定期的な人事異動や、組織改編等により、AED の「点検担当者」や「日常点検」といった事項がうまく引きつがれるように注意する必要がある。

また、今回の調査において、「学校・保育施設」「不特定多数が利用する公的施設」において、『施設種別、AED消耗品の継続購入に必要な経費確保状況』の設問に対する回答として、

「消耗品の継続購入が必要であることは知っているが、経費は確保していない」

学校・保育施設:31.6%　　不特定多数が利用する公的施設:25.3%

とその比率が高い。これらの施設においては、AEDの設置経緯として「購入者と設置者が別」の割合が、

学校・保育施設:67.8%　　不特定多数が利用する公的施設:55.1%

と高いところもあり、今回の調査が設置場所を調査している関係上、経費の面まで知っているのか不明なところもあるが、消耗品の交換時期、それに合わせた適切な予算措置といった部分について注意を払う必要があり、今回の調査結果を踏まえた上でこれらの所管機関、団体等に対して、通知等で周知するなどの対応も望まれる。

（AED 設置場所が適正な保守管理を行えるよう、情報を周知していく役割）

薬事法上、市場への安全対策は、製造販売業者に課せられており、一義的には、AEDの適正な保守管理に関する情報提供も製造販売業者の責務である。しかしながら、AEDの急速な普及により、行政機関を含めて、救命救急時にAEDの管理不備により、その性能を発揮できないなどの重大な事故を防ぐためには、AED設置者においても適正な保守・管理を徹底することが必要である。そのため、厚生労働省においては、保守・管理に関する通知を発出し、ホームページへの掲載、大阪府においても、厚生労働省からの通知の周知、ホームページへの掲載及び「府政だより」への掲載（No.399　平成 21 年 7 月 1 日）などを行い、AED設置者に対して、適正な保守・管理の実施について呼びかけを行っている。特に、ここ数年間は、多くの場所に設置されたAEDにおいて、電極パッド、バッテリーの最初の交換時期など重なるため、製造販売業者、販売業者及び行政からの情報提供は、重要と思われる。

（大阪府の取組み）

・大阪府においては、今回行いました調査の結果について、「大阪府健康医療部薬務課　ホームページ」に結果掲載し、広く府民や、事業者の方に公開します。
・本調査にご協力いただきました AED 設置場所（調査票送付先）に対しては、本調査結果を送付し、課題や対応等の周知を行います。
・大阪府内の AED 設置場所情報としては NPO 大阪ライフサポート協会作成の「大阪府 AED マップ」（http://osakaaed.jp/）を通じて、府民の方に公開しております。
・「大阪府AEDマップ」への登録設置場所に対しては、メールにより、国からの通知等、関連する情報を、直接送信する予定にしております。
・国より通知が出た場合には、関係団体を通じて通知を送付しております。
・『12. 考察　③AED 使用に関する取組みについて』でもふれておりますが、大阪府では「NPO 大阪ライフサポート協会」と協働し、PUSH コース（簡易コース：受講時間1時間で「心肺蘇生法（胸骨圧迫のみ）＋ AED（自動体外式除細動器）の使い方」の講習を実施）をはじめ、「AED・BLS講習会」を開催しております。
・また、各地域の消防署及び日本赤十字社等でも、AEDを用いたBLSの講習会を実施しています。なお、詳しくは、各地域の消防署、日本赤十字社等へお問い合わせ下さい。

●関連ホームページ

大阪府健康医療部薬務課　ホームページ：　http://www.pref.osaka.jp/yakumu/
大阪府保健医療室医療対策課　ホームページ：　http://www.pref.osaka.jp/iryo/
NPO 大阪ライフサポート協会：　http://osakalifesupport.jp/index.html
大阪府 AED マップ：　http://osakaaed.jp/
厚生労働省ホームページ（自動体外式除細動器（AED）の適切な管理の実施について）：
http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0401-4.html
財団法人日本救急医療財団「AED 設置場所検索」（日本全国の AED 設置場所の検索が可能）：
http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm

参 考 資 料

『ＡＥＤ設置場所における管理状況に関する調査』

調査要領

【Ⅰ　調査の目的】

２００４（平成１６）年７月より、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の一般の方（非医療従事者）による使用が可能となったことから、近年は府内の様々な公共機関、企業等の施設でその設置が進んでいる。その一方、ＡＥＤは、薬事法にて『特定保守管理医療機器』と定義され、保守点検等、その管理に専門的な知識及び技能が必要とされている。

このような状況を踏まえ、今回、公共の場所に設置されているＡＥＤについて、保守・管理の現状等の把握を目的として調査を行う。

【Ⅱ　調査対象先】

大阪府下のＡＥＤ設置場所：１０００箇所

設置場所については

『大阪府ＡＥＤマップ』　《http://osakaaed.jp/aedmap/》　，

『財団法人日本救急医療財団・ＡＥＤ設置場所検索』　《http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm》

より抽出。

【Ⅲ　調査実施期間】　平成２１年７月１３日（月）～平成２１年８月７日（金）※回答期限

【Ⅳ　調査方法】　無記名方式の郵送によるアンケート調査

【Ⅴ　調査実施主体】　大阪府医療機器安全性確保対策検討委員会，大阪府健康医療部薬務課

【Ⅵ　調査結果の取扱について】

調査結果は、当検討委員会においてとりまとめ、結果について検証いたします。調査結果につきましては、ホームページでの公表を予定しております。

また、本調査は、実態把握が目的でありますので、施設及び個人が特定できる情報は報告ならびに公開致しません。本調査に伴って調査対象施設に不利益が生じないよう配慮いたします。

【Ⅶ　記載に当たっての注意事項】

◎アンケートの設問中、記入困難な場合や、ご自分に該当しない場合、その設問は解答していただかなくて結構です。

◎ご記入がおわりましたら、「調査票・回答用紙」を同封の「アンケート回収用封筒」に入れ、８月７日（金）までに郵便ポストに投函して下さい。

◎アンケートは　Ａ４用紙・両面・４枚　あります。

回答にあたりましては、別紙『記載要領』をお読みください。

◎　ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

【アンケートに関しての問合せ先】
大阪府健康医療部薬務課医療機器グループ
宇山　，　藤川　，　南
電話：０６－６９４４－７１５４（直通）
ＦＡＸ：０６－６９４１－６７０１

『ＡＥＤ設置場所における管理状況に関する調査』

記載要領

【Ⅰ　記載に当たっての注意事項】

この度は、「ＡＥＤ設置場所における管理状況に関する調査」にご協力いただきありがとうございます。アンケートへの回答につきましては、以下を良くお読みください。

◎アンケートは　Ａ４用紙・４枚（７ページ）です。
アンケートの設問中、記入困難な場合や、ご自分に該当しない場合、その設問は解答していただかなくて結構です。

◎ご記入が終わりましたら、「調査票・回答用紙」を同封の「アンケート回収用封筒」に入れ、
８月７日（金）までに郵便ポストに投函してください。

【Ⅱ　各設問への回答について】

設問　1　ＡＥＤの設置状況について

1）ＡＥＤを複数設置している場合は、設置時期が最も古い設置時期と、最も新しい設置時期をお書きください。

2）該当する番号　一つに　○　をしてください。「１６．その他」を選択の場合は［　　］にお書きください。

3）該当する番号　一つに　○　をしてください。［　　］内につきましても、該当する番号　一つに　をしてください。

設問　2　ＡＥＤ管理体制について

1）該当する番号　一つに　○　をしてください。

2）該当する番号　一つに　○　をしてください。「４．今後も設置する予定はない」を選択の場合は［　　］にその理由もお書きください。

3）、4）、5）該当する番号　一つに　○　をしてください。

6）該当する番号　一つに　○　をしてください。「４．その他」を選択の場合は［　　］にお書きください。

7）、8）、9）、１０）、１１）該当する番号　一つに　○　をしてください。

１２）該当する番号　一つに　○　をしてください。「４．その他」を選択の場合は［　　］にお書きください。

１３）該当する番号　一つに　○　をしてください。
「回答　１．有」　を選択された方は［　　］内に具体的な修理内容をお書きください。

１４）、１５）該当する番号　一つに　○　をしてください。

設問　3　設問　4　については、裏面をご覧ください。

設問　3　ＡＥＤの適正使用等のあり方について

1）1　～　21　までの各項目を良くお読みいただき、現段階で特に重要と感じていることについて、

設問下部の　□□□□□　に、特に重要と感じている順に左枠から　番号を記入してください。

また、「21．その他」を選択の場合は　□　にお書きください。

2）1　～　6　までの各項目を良くお読みいただき、現段階で特に望ましいと感じていることについて、

設問下部の　□□□　に、特に望ましいと感じている順に左枠から　番号を記入してください。

また、「6．その他」を選択の場合は　□　にお書きください。

設問　4　ＡＥＤ使用に関する講習会の受講状況等について

1）該当する番号　一つに　○　をしてください。「4．その他」を選択の場合は　□　に

お書きください。

2）1～　8までお読みいただき、受講されたことのある講習会に関して、すべて　○　をしてください。

また、「8．その他」を選択の場合は　□　に具体的にお書きください。

設問　5　ＡＥＤの使用状況について

1）該当する番号　一つに　○　をしてください。「1．有り」を選択の場合は　□　に

上手く作動しなかった理由について、具体的にお書きください。

2）該当する番号一つに　○　をしてください。

→『1．使用経験なし』　を選択いただいた場合は、以下の設問3）　4）への回答は不要のため、アンケートは終了となります。

→『2．1回使用経験あり』～『4．3回以上使用経験あり』　を選択いただいた場合は、

以下の設問3）、4）を回答ください。

3）ＡＥＤ使用時の状況についておうかがいしています。

前設問　2）で回答いただきました使用回数にあわせて、表1の各回数の欄に　表2から該当する

番号を選んでお書きください。

なお、詳細が不明な場合は、記入していただく必要はありません。

4）ＡＥＤ使用に関連して、ご意見があれば　□　内にお書きください。

アンケートへのご協力ありがとうございます。
アンケートの返信先、並びに調査に関する問い合わせは下記になります。

〒５４０－８５７０
大阪市中央区大手前２－１－２２
健康医療部薬務課医療機器グループ
担当　　宇山　，　藤川　，　南
電話番号：０６－６９４４－７１５４（直通）
ＦＡＸ　：０６－６９４４－６７０１

返信期限：平成２１年８月７日（金）

ＡＥＤ設置場所における管理状況に関する調査

調査票・回答用紙

【回答にあたって】

・調査は、設問　1　～　設問　4　まであります。

・各設問を良くお読みいただき、「必要な事項を記入する」、「該当する番号を○（まる）で囲んで」、等の方法にて、直接この用紙に記入して　回答して下さい。

設問　1　ＡＥＤ設置状況について

1）貴施設のＡＥＤの設置台数、及び設置時期をお書きください。

設置台数：＿＿＿＿台

設置時期：初めの設置時期：平成＿＿＿年　，　最近の設置時期：平成＿＿＿年

2）貴施設はどのような施設ですか、次の１　～　１６のうち、一つをお選びください。

1．消防・海保・防衛関係施設　　2．医療施設

3．介護・福祉施設　　4．公共交通機関

5．学校・保育施設　　6．体育・スポーツ施設

7．公園・文教・娯楽施設（図書館、テーマパーク等）

8．宿泊施設

9．商業施設

１０．その他の不特定多数が利用する公的施設（役所、保健所、公立ホール等）

１１．その他の不特定多数が利用する民間施設　　１２．会社・事業所

１３．集合住宅　　１４．自宅・自家用車内

１５．設置場所を限定していない（イベント等の貸出等）

１６．その他（下の　□　に具体的にお書きください）

3）貴施設のＡＥＤ設置方法について、１．　２．　のどちらかに　○　をしてください。
そして、保守・管理の情報提供について［　　］内の質問にお答えください。

1．貴施設で、直接購入し設置した（購入者と設置者が同じ場合）

2．ＡＥＤ購入者と設置者が別（組織にて一括購入しての配布、寄付・寄贈された場合等）

（保守・管理の情報提供について）

●ＡＥＤ購入（設置）の際に、保守・管理等に関する情報の提供がありましたか。

次の１　～　５より、一つお選び下さい。

1．購入元（販売店等）、配布元、寄付・寄贈元のいずれかより、文書で説明があった。

2．購入元（販売店等）、配布元、寄付・寄贈元のいずれかより、口頭で説明があった。

3．特に説明はなかったが、「取扱説明書・添付文書をよく読むよう」指示があった。

4．特にそのような説明はなかった。

5．その他。（　　）

設問　2　ＡＥＤ管理体制について

1）ＡＥＤの適正な管理を徹底するため、厚生労働省より『自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適正な管理等の実施について』（平成 21 年 4 月 16 日　医政発第 0416001 号，薬食発第 0416001 号　通知の詳細については、別紙①　参照；以下『厚生労働省通知』という。）という通知をご存知ですか。

次の１　～　２　のうち、一つをお選びください。

1．既に知っていた。

2．今回のアンケートで、『厚生労働省通知』のことを初めて知った。

2）『厚生労働省通知』では、設置したＡＥＤの日常点検等を実施するものとして『点検担当者』の設置を求めていますが、貴施設では『点検担当者』を設置していますか。

次の１　～　４のうち、一つを選び、

１　～　３　を選択の場合、設問３）　をご回答ください。

４　　を選択の場合、その理由をお書きください。

４を選択の場合は、その理由もお書きください。

1．既に『点検担当者』を設置している。

2．今回『厚生労働省通知』を読んで設置した。

3．今後、設置する予定である。

4．今後も設置する予定はない。（（下の　□　に具体的にお書きください。）

□

「日常点検等」とは：１）日常点検としてＡＥＤ本体にある、インジケータ（状態を確認するためのランプや画面）の色や表示により、ＡＥＤが正常に使用可能な状態であることを日常的に確認し、記録すること。

２）電極パッド、及びバッテリーの交換時期を把握し、交換を適切に実施することとし、

「点検担当者」は上記１）２）に作業を実地に行う人のことです。

3）　2）で回答の『点検担当者』の方（設置予定の方を含む）は、ＡＥＤの使用に関する講習会を受講されていますか。以下の１　～　２のうち、一つお選びください。

1．受講している。

2．受講していない。

4）ＡＥＤに付属する「取扱説明書・添付文書」の管理について、どのようにされていますか。

以下の１　～　４のうち、一つお選びください。

1．「取扱説明書・添付文書」は、施設内の分かりやすいところに保管している。

2．「取扱説明書・添付文書」は、ＡＥＤ本体内に保管している。

3．ＡＥＤの購入、設置当初は「取扱説明書・添付文書」はあったが、
今はどこにあるかわからない。

4．ＡＥＤの購入、設置当初から「取扱説明書・添付文書」は見たことが無い。

5）ＡＥＤには状態を確認するための、インジケータ（ランプや画面）があることをご存知ですか。

次の１　～　２のうち、一つをお選びください。

1．知っていた。

2．今回『厚生労働省通知』を読んで初めて知った。

6）貴施設における、インジケータの確認頻度はどれくらいですか。

次の１　～　７のうち、一つをお選びください。

1．一日一回、確認している。

2．数日に一回、確認している。

3．週に一回、確認している。

4．月に一回、確認している。

5．不定期（特に決めていない）に、確認している。

6．確認していない。

7．その他。（下の　□　に具体的にお書きください）

7）『厚生労働省通知』では、日常点検の実施の記録を残すように記載されていますが、貴施設において「日常点検実施記録」をつけていますか。

次の１　～　２のうち、一つをお選びください。

1．『厚生労働省通知』を読む以前から記録をつけていた。

2．今回『厚生労働省通知』を読んでから、記録をつけていた。

3．記録はつけていない。

8）貴施設設置のＡＥＤの電極パッドの使用期限を把握されていますか。

次の１　～　３のうち、一つをお選びください。

（電極パッドの使用期限の具体的な日付を把握しているかどうか）

1．以前から把握している。

2．今回『厚生労働省通知』を読んで、使用期限を確認（把握）した。

3．まだ確認（把握）していない。

9）貴施設設置のＡＥＤのバッテリーの使用期限を把握されていますか。

次の１　～　３のうち、一つをお選びください。

（バッテリーの使用期限の具体的な日付を把握しているかどうか）

1．以前から把握していた。

2．今回『厚生労働省通知』を読んで、確認（把握）した。

3．まだ確認（把握）していない。

１０）貴施設において、設置しているＡＥＤの電極パッド、バッテリーの次回の交換のための具体的なスケジュールは立てておられますか。

次の１　～　４　のうち、一つをお選びください。

1．電極パッド、バッテリーどちらもスケジュールを立てている。

2．電極パッドのみ、スケジュールを立てている。

3．バッテリーのみ、スケジュールを立てている。

4．どちらともスケジュールを立てていない。

１１）『厚生労働省通知』にありますＡＥＤへの「表示ラベル」についてお伺いします。

次の１　～　３のうち、一つをお選びください。

1．「表示ラベル」が提供され、既にＡＥＤに貼付している。

2．「表示ラベル」が提供されているが、まだＡＥＤに貼付していない。

3．「表示ラベル」がまだ提供されていない。

表示ラベルとは：バッテリー、電極パッドの使用期限を記載し、ＡＥＤに貼付するためのラベル。
今回「厚生労働省通知」により、各製造販売元が作成し、各設置場所への配布、設置場所においては、必要事項を記載し、ＡＥＤのわかりやすいところへの貼付がもとめられています。

１２）ＡＥＤの定期点検はどのように実施していますか。

次の１　～　４のうち、一つをお選びください。

1．メーカーに任せている。

2．設置施設側で行なっている。

3．保守点検会社に委託している。

4．特に行なっていない。

5．その他。（下の　□　に具体的にお書きください）

定期点検とは：消耗品の確認（電極パッドのひび割れの有無・バッテリーの確認・付属品の有無）
ＡＥＤの外観上の損傷の有無　　等の確認を行うことです。

１３）これまで、ＡＥＤを修理に出されたことはありますか

次の１　～　２のうち、一つをお選びください。

1．有

2．無

※*『有』の方は具体的な修理内容についてお書きください。*

１４）設置しているＡＥＤの故障や修理時の連絡先を把握していますか。

次の１　～　２のうち、一つをお選びください。

1．把握している。

2．把握していない。

１５）貴施設において、消耗品の継続購入に必要な経費を確保していますか

次の１　～　４のうち、一つをお選びください。

1．確保している。

2．消耗品の継続購入が必要であることは知ってはいるが、経費は確保していない。

3．消耗品の継続購入が必要とは知らなかったので、経費は確保していない。

4．消耗品の購入は別部署（設置場所以外）で行っており、確保する必要は無い。

5．消耗品の購入等についての詳細はわからない。

設問　3　ＡＥＤの適正使用等のあり方について

１）ＡＥＤの保守・管理を行うにあたって、特に重要であると感じていることは何ですか。

（重要と思われる順に　番号を　下の□□□□□　枠に　５つまで　お書きください）

１．『設置者』が保守・管理の重要性について理解していること。

２．『点検担当者』を決めて、日常点検を必ず行うこと。

３．『点検担当者』が日常点検における点検事項をしっかりと把握しておくこと。

４．複数の AED を設置している施設は、『点検担当者』も複数設置すること。

５．メーカーが『点検担当者』に対して、保守管理についての講習を定期的に開催すること。

６．ＡＥＤを設置ボックスに収納しても、インジケータの表示状態が外からわかりやすいこと。

７．液晶で文字表示するなど、表示方法をわかりやすくする。

８．持ち運びしやすいように、軽量化を図ること。

９．故障時に迅速に修理に対応してくれること。

１０．電極パッド、バッテリー等の消耗品の交換時期を把握しておくこと。

１１．設置時に、メーカーからの保守・管理に関する情報の提供を行うこと。

１２．AED 設置後も、メーカーが常時、情報提供・定期点検・消耗品の交換に関わるシステムを作ること。

１３．取扱説明書・添付文書の、日常点検・定期点検の記載がわかりやすいこと。

１４．取扱説明書・添付文書の、トラブルやエラー発生時の対応方法の記載がわかりやすいこと。

１５．ＡＥＤ本体に、メーカーの連絡先を記載しておくこと。

１６．設置者において、消耗品を継続購入する費用を確保していること。

１７．機器の盗難・破損等に対する備えが出来ていること。

１８．屋外に設置の機器の場合もあるので、気温や雨風の影響を受けにくいこと。

１９．購入時の機器の選定。

２０．AED を設置時には必ず使用に関する講習会を受講すること。

２１．その他。（下の　□　に具体的にお書きください）

２）ＡＥＤの保守・管理全般において、特に望ましいと感じていることは何ですか。

（望ましいと思われる順に　番号を　下の□□□　枠に３つまでお書きください）

１．保守・管理（日常点検・定期点検・消耗品交換）はメーカー（修理業者、保守業者も含む）と契約して定期的に行う。

２．メーカーが保守・管理に関する指導（情報提供・セミナーなど）を積極的に行う。

３．取扱い説明書の保守・管理の欄の内容を分かりやすくして欲しい。

４．消耗品交換時期、定期点検の時期になったら機器自身が「交換（点検）時期です」のような表示を出す。

５．自動車の「車検制度」のような強制的な点検制度を創設する。

６．その他。（下の　□　に具体的にお書きください）

設問　4　ＡＥＤ使用に関する講習会の受講状況等について

●『AED 使用に関する講習会』とは･･･“AED の使用による、心肺蘇生法に関する講習会” のこと

1）貴施設の職員・従業員の中（『点検担当者』の方は除く）で、ＡＥＤ使用に関する講習会を受講したことがある方はいますか。

次の１　～　４のうち、一つをお選びください。

1．職員・従業員、全員が一度は受講したことがある。
2．職員・従業員のうち、現在は一部の者が受講済みであり、今後追って他の職員・従業員にも受講させる予定である。
3．職員・従業員のうち、現在は一部の者が受講済みであり、今後は受講させる予定はない。
4．その他。（下の　□　に具体的にお書きください）

□

2）ＡＥＤ使用に関する講習会について、どこから講習を受けましたか。（複数回答可）

1．ＡＥＤメーカー、販売店が開催する外部講習会に参加した。
2．消防関係者開催の外部講習会に参加した。
3．ＮＰＯ団体開催の外部講習会に参加した。
4．日本赤十字社開催の外部講習会に参加した。
5．都道府県、市町村等の行政機関が開催の外部講習会に参加した。
6．警備会社開催の外部講習会に参加した。
7．自らが主催となって、講師を呼んだ内部講習会を社内・施設内で開催し、そこに職員・従業員を参加させた。
8．その他。（下の　□　に具体的にお書きください）

□

設問　5　ＡＥＤの使用状況について

●『AEDの使用』とは･･･心肺機能停止疾病者へ、ＡＥＤを使用して、救命措置を行い実際に除細動処置まで行ったケース

1）心肺機能停止疾病者へのＡＥＤの使用に際し、上手く作動しなかったことがありますか。

（ＡＥＤの使用者の手技等によるものではなく、消耗品、機器等のトラブルによるものです）

1．有り　　2．無し

「1．有り」　とお答えの方は、その内容を具体的に書きください。

2）これまでＡＥＤの使用はありますか。次の１　～　４　のうち、一つをお選びください。

１．使用経験なし　→

『１．使用経験なし』を選択の方は、
アンケートはこれで終了です。
ご協力ありがとう　ございました。
●「調査票」は返信用封筒にいれて返信ください。

２．１回使用経験あり
３．２回使用経験あり
４．３回以上使用経験あり
（　　回）

→ ２．～　４．　を選択の方は、以下の　問３）、問４）を　お答えください。

3）貴施設において、ＡＥＤを使用した時の状況についてお伺いします。

ＡＥＤを使用した際の「ＡＥＤを操作された方」「音声ガイダンスでスムーズに操作できたか」についてお答えください。設問１）で答えた使用回数の実績に応じて、

（表１）の「項目１」「項目２」に

（表２）の「項目１」及び「項目２」から該当する番号を書き入れてください。

例：ＡＥＤの使用経験２回なら、『1 回目使用時』『２回目使用時』のそれぞれの「項目１」「項目２」に、該当する番号を記載してください。）

なお、記入が困難な場合は、書ける限りの範囲内だけお書きください。

（表１）

１回目使用時		２回目使用時		３回目使用時		４回目使用時		５回目使用時	
項目１	項目２	項目１	項目２	項目１	項目２	項目１	項目２	項目１	項目２

（表２）

項目１： ＡＥＤを操作された方はどなたですか。 （複数該当する場合はすべて記載）	項目２： ＡＥＤ使用時、音声ガイダンスで、スムーズに操作できましたか。
１．ＡＥＤ設置施設職員 ２．貴施設職員以外の居合わせた人 ３．不明	１．わかりやすく、特に問題なく操作できた ２．おおむねわかりやすく操作できた ３．少しとまどった ４．かなりとまどった

4）ＡＥＤ使用を行った場合、今後の改善点等で意見があればお書きください。

アンケートは以上です。ご協力　ありがとうございました。
この調査票（Ａ４用紙　４枚）を　このまま返信用封筒　に入れて返送ください。

大阪府健康医療部薬務課医療機器グループ
（担当　宇山、藤川、南　　電話：０６－６９４４－７１５４（直通））

【参考】AED 設置施設種別データ(1／2)

施設種別	送付件数			回収件数	回収率(%)	設置経緯		点検担当者設置状況					インジケータ確認頻度							
	公立	民間	計			直接購入	設置者別	既に設置	今回設置	今後設置	予定無し	無回答	1回／日	1回／数日	1回／週	1回／月	不定期	確認せず	他	無回答
消防・海保・防衛関係施設	90	0	90	32	35.5%	10	20	20	7	3	2	0	22 68.7%	1	6	2	1	0	0	0
医療施設 病院・診療所・医院等	8	36	44	36	81.8%	22	8	26	1	8	0	1	12 33.3%	1	5	4	7	3	3	1
介護・福祉施設	23	51	74	51	70.2%	25	21	23	4	22	2	0	10 19.6%	4	1	5	26 51%	4	1	0
公共交通機関 駅・電車・バス・タクシー・高速道路等	11	10	21	5	23.8%	1	4	3	0	2	0	0	2	0	2	0	1	0	0	0
学校・保育施設 小中学校・高校・大学・各種学校等	172	30	202	152	75.2%	41	103	82	10	50	3	7	28 18.4%	11	19	14	69 45.3%	8	3	0
体育・スポーツ施設 運動場・体育館・スキー場・ゴルフ場等	2	30	32	46	—	12	32	20	6	19	1	0	9	6	10	2	17 37%	2	0	0
公園・文教・娯楽施設 図書館・テーマパーク・パチンコ店等	7	15	22	19	86.3%	8	10	5	2	10	1	1	5	2	4	2	3	3	0	0
宿泊施設 ホテル・旅館等	1	14	15	14	93.3%	7	6	11	0	3	0	0	5	1	0	2	4	2	0	0
商業施設 デパート・駅ビル・商店街・コンビニ等	0	99	99	35	35.5%	14	17	16	2	16	0	1	12 34.2%	1	2	1	16 45.7%	2	0	1
その他の不特定多数が利用する公的施設	186	0	186	87	46.7%	33	48	41	9	31	5	1	22 25.3%	5	6	11	36 41.3%	7	0	0
その他の不特定多数が利用する民間施設	0	15	15	13	86.7%	8	5	6	0	4	1	2	4	2	1	2	2	2	0	0
会社・事業所	0	186	186	104	55.9%	67	28	65	4	30	2	3	32 30.7%	9	10	12	31 29.8%	5	4	1
集合住宅 マンション・団地等	0	13	13	6	46.1%	4	1	3	0	2	1	0	3	1	0	0	1	1	0	0
自宅・自家用車内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設置場所を限定していない イベント等の貸出等	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	—	—	—	19	—	9	5	9	3	7	0	0	4	3	1	3	4	2	1	1
	1000			619	—	261	308	330	48	207	18	16	170	47	67	60	218	41	12	4

【参考】AED 設置施設種別データ(2／2)

施設種別	消耗品購入の経費の確保について						AED 使用講習受講状況					AED 使用経験回数		
	確保している	必要と知っているが、経費確保していない	必要と知らず、経費確保していない	別部署設置場所以外行なっており、確保する必要はない	詳細はわからない	無回答	職員・従業員全員受講	一部受講残りは今後受講	一部受講残りは受けない	その他	無回答	1回使用	2回使用	3回以上使用
消防・海保・防衛関係施設	25 78.1%	5	0	2	0	0	28	2	1	1	0	1	0	1
医療施設 病院・診療所・医院等	21 58.3%	8	2	2	0	3	4	20	6	4	2	1	0	2
介護・福祉施設	24 47%	8	3	8	6	2	15	25	7	3	1	6	3	3
公共交通機関 駅・電車・バス・タクシー・高速道路等	4 80%	0	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	2
学校・保育施設 小中学校・高校・大学・各種学校等	63 41.4%	48 31.5%	8	17 11.2%	12	4	73	63	8	5	3	6	0	0
体育・スポーツ施設 運動場・体育館・スキー場・ゴルフ場等	28 60.1%	3	1	7	4	3	23	18	3	1	1	3	1	0
公園・文教・娯楽施設 図書館・テーマパーク・パチンコ店等	8 42.1%	3	0	5	2	1	6	11	2	0	0	2	0	1
宿泊施設 ホテル・旅館等	7 50%	4	1	1	1	0	5	7	1	1	0	4	1	0
商業施設 デパート・駅ビル・商店街・コンビニ等	15 42.8%	6	1	10 28.5%	1	2	5	23	6	0	1	1	0	0
その他の不特定多数が利用する公的施設	45 51.7%	22 25.2%	6	11 12.6%	2	1	19	57	4	5	2	2	0	0
その他の不特定多数が利用する民間施設	10 76.9%	1	0	0	0	2	2	5	5	0	1	0	0	0
会社・事業所	64 61.5%	16 15.3%	3	13 12.5%	8	0	25	51	18	8	2	0	0	0
集合住宅 マンション・団地等	5 83.3%	0	0	0	1	0	1	3	1	0	1	0	0	0
自宅・自家用車内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設置場所を限定していない イベント等の貸出等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	9	4	3	0	1	2	4	7	6	1	1	0	0	0

医療機器安全性確保対策検討事業実施要綱

1　事業目的

医療機器の適正使用の推進し、医療機器の有効性・安全性を確保するために、医療関係団体・医療機器製造販売業者等との連携のもとに、医療機器の現状を把握し、課題の整理・分析を行い、問題点の共有化を図り、医療機器の製造から使用段階における安全性確保のための総合的かつ計画的な施策を構築する。

2　実施主体

大阪府健康医療部薬務課

3　協力団体等

・社団法人　大阪府医師会
・社団法人　大阪府歯科医師会
・社団法人　大阪府病院協会
・社団法人　大阪府私立病院協会
・社団法人　大阪府薬剤師会
・社団法人　大阪府病院薬剤師会
・社団法人　大阪府看護協会
・社団法人　大阪府臨床工学技士会
・大阪医療機器協会

4　事業内容

実施主体は、本事業を円滑に進めるために、学識経験者及び各協力団体等の代表者で構成する「大阪府医療機器安全性確保対策検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、次のことを検討する。

（1）　医療機器の現状把握・分析に関すること
（2）　医療機器の安全性確保に向けた計画の策定に関すること
（3）　計画に基づく事業の推進・評価に関すること
（4）　その他「医療機器の安全対策」に必要な事項

5　その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は委員会において定める。

6　附則

この要綱は、平成１７年６月２４日より施行する。
この要綱は、平成２１年４月　１日より施行する。

「大阪府医療機器安全性確保対策検討委員会」設置要綱

（目的）

第１条　医療機器の適正使用を推進し、医療機器の有効性・安全性を確保するために、医療機器の現状を把握し、課題の整理・分析を行い、問題点の共有化を図り、医療機器の製造から使用段階における安全性確保のための総合的かつ計画的な施策を協議・検討する。

（検討事項）

第２条　大阪府医療機器安全性確保対策検討委員会（以下「委員会」という。）においては、次の各号に掲げる事項に関し、協議検討等を行う。

一　医療機器の現状把握及び分析に関すること

二　医療機器の安全性確保に向けた計画の策定に関すること

三　計画に基づく事業の推進・評価に関すること

四　その他「医療機器の安全対策」に必要な事項

（組織）

第３条　委員会の委員は、次の委員をもって構成し、１２名以内とする。

一　学識経験者

二　医療関係者

三　医療機器製造販売業者

四　関係行政機関の職員

五　その他

２　委員会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

（役員）

第４条　委員会には、委員の互選により、会長１名、副会長１名を置く。

２　会長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第５条　委員会は、会長が招集し主宰する。

２　会長は、必要に応じて委員以外の関係者を委員会に出席させ、説明または意見を求めることができる。

（任期）

第６条　委員の任期は、２年間とし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員報償費等）

第７条　委員報償費の額は、日額８,８００円とする。

２　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

３　旅費については、実費を弁償する。

４　委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

５　委員等の報酬及び旅費の支給方法に関しこの規則に定めがない事項については、府吏員の例による。

（事務局）

第８条　委員会の事務局は、大阪府健康医療部薬務課に置く。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会の決定により定める。

附　則

この要綱は、平成１７年６月２４日から施行する。

この要綱は、平成２０年８月１日から施行する。

この要綱は、平成２１年４月１日より施行する。

大阪府医療機器安全性確保対策検討委員会　委員名簿

（順不同）　　平成２１年７月１日

氏　名	所属団体・職名	備　考
中田　精三	市立伊丹病院　伊丹市病院事業管理者	会長
小菓　裕成	（社）大阪府医師会 理事	副会長
田口　洋見	（社）大阪府歯科医師会 常務理事	
菅濱　淳仁	（社）大阪府薬剤師会 理事	
木野　昌也	（社）大阪府病院協会 常任理事 （社）大阪府私立病院協会 副会長	
山田　泰子	（社）大阪府看護協会	
佐藤　健太郎	（社）大阪府病院薬剤師会 監事	
渕脇　栄治	（社）大阪府臨床工学技士会 副会長	
増本　忠次	大阪医療機器協会 理事長	
湯山　裕之	大阪医療機器協会 理事	
山本　繁富	大阪府健康医療部薬務課長	

本調査に関する問合せ先
大阪府健康医療部薬務課医療機器グループ
〒540－8570
大阪市中央区大手前2丁目1－22
電話:06－6944－7154(直通)
FAX:06－6944－6701